

監査確認項目リスト(Compliance Criteria)

■注意事項■

- ・この監査確認項目リストは、FLOCERTにより発行されるCompliance Criteria をベースに、日本語翻訳を追記したものです。日本での適用を考慮し、日本語訳と英文との内容が異なる箇所がございます。
- ・日本での該当事業者がいない確認項目に関しては、日本語訳が記載されていない箇所があります。
- ・認証事業者の各役割に該当する項目は、表中の[Applicable for]の欄にてご確認下さい。

<<各役割の適用項目>>

生産者にフェアトレード価格とプレミアムを支払う組織：ペイヤー

卸・製造組織： 製造・卸

ライセンシー、小規模ライセンシー：ライセンシー

- ・表中の[Criteria Type]は以下を指します。

C: 一般項目

M: 重要項目 ※不遵守が確認された時点で、認証が「一時停止」されることがあります。

V: 発展項目 ※実施されていなくても不遵守とはなりません



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5	
	0	タイトル			Preparation Questions						
	1	タイトル			General Requirements						
	1.1	タイトル			Right to Trade Fairtrade Products						
1.1.1	1.1.0.01	ペイヤー、製造、卸、ALL ライセンサー		M	認証事業者は、認証原料(製品)の売買をするために、いいえ FLJから発行された有効な仮認証書(Permission to Trade)、または有効な認証書を保持していること。仮認証 を取得する前に認証原料を購入した場合、購入に関する 文書(契約、請求書、在庫記録)および/または製品に、そ れがフェアトレード製品であることを示していない。	いいえ		はい			
1.1.2	1.1.0.02	ペイヤー、製造、卸、ALL ライセンサー		M	(製造委託組織へも適用される)通知、または非通知監査を受け入れること。監査に関連するすべてのサイトへのアクセスを提供し、監査には責任を持つスタッフを同席にさせる。また、適合・不適合を検証するために必要なすべての情報を提供する。	敷地や書類への立ち入りが意図的に拒否された。重複する情報が不足しているため、監査が実施できない。 たまたまは責任あるスタッフが不当な理由でコンプライアンスチェックに必要な情報を提供することができなかつた、または偽造／偽造された書類や情報が提供された。チェックリストの全セクションを評価することはできない。	特定の必要書類、サイト、監査に必要な情報、サポート、現場へのアクセスは十分だった。			ランク 3 に加えて、監査人が独立した立場で、迅速かつ容易に適合／不適合を評価できるような方法で監査が行われた。	
N.A	1.1.0.03	ペイヤー	ALL	M	(輸入組織)認証事業者は、四半期ごとに、すべての取引において支払ったフェアトレード価格、もしくはプレミアムの報告書をFLJに提出すること。	監査対象期間中に、報告書が提出されていない。	報告書は提出されたが、未報告書は不備なく、期限内報告の項目がある。または報告書は不備なく、期限内に遅れて提出された。				
1.1.3	1.1.0.05	ペイヤー、製造、卸	ALL	C	(認証範囲に含まれていない施設には適用されない)認証事業者に付随する、フェアトレードに関連する活動を行っている全ての追加組織(製造委託組織、輸入代行組織)、製造拠点がFLJに登録されていること。詳細はFLJウェブサイトに記載されている「認証・ライセンスの取得」を参照すること。https://www.fairtrade-jp.org/license/point.phpまた、「製造委託組織」として登録された組織が、製造委託組織の定義に該当していること。	認証原料(製品)を取り扱う、全ての製造委託組織、輸入代行組織、製造拠点が、FLJに登録されている。または、登録された製造委託組織が、製造委託組織の定義に該当しない。	認証原料(製品)を取り扱う、いくつかの製造委託組織、輸入代行組織、製造拠点がFLJに登録されている。または、登録されていない組織もある。または、登録された製造委託組織が、製造委託組織の定義に該当している。	認証原料(製品)を取り扱う、すべての製造委託組織、輸入代行組織、製造拠点がFLJに登録されており、製造委託組織の定義に該当している。			



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5	
1.1.3	1.1.0.06	ペイヤー、製造、卸	ALL	C	認証事業者は、自身が100%所有していない製造委託組織と次の事項について書面で合意がなされていること: 国際フェアトレード基準の遵守、FLJが各事業者の現地監査を行う権限を持つこと	契約書が無い。	契約書に、要求された事項すべての製造委託組織とがすべて含まれていない。契約書がある。 もしくは、いくつかの製造委託組織と契約書が無い。				
					また、再委託がある場合にも上記事項に関して同意を得ること。						
1.1.4	1.1.0.07	ペイヤー、製造、卸	ALL	M	認証事業者は、関係する产品に対しFLOCERTまたはFLJから認証又は仮認証を受けた生産者・認証事業者から、国際フェアトレード認証原料(製品)を購入していること。	いいえ		はい			
1.1.5	1.1.0.09	ペイヤー、製造、卸	ALL	C	消費者向け包装をしていない、フェアトレードとして販売される原料(製品)は、FLOCERT、またはFLJ、フェアトレードオーストラリア＆ニュージーランドによって発行された、取引される产品に対し有効な認証又は仮認証を有するトレーダーにのみ販売されている。	いいえ		はい			
1.1.6	1.1.0.11	ペイヤー	ALL	C	(生産者からの最初の購買者)(契約栽培組織から購入する場合には適用されない) 認証事業者は、認証原料(製品)を生産者の個人からではなく認証を受けた生産者組織から購入すること。もしくは、生産者の個人からしか購入することができないことを、各国・地域の法規制を用いて明らかにすること。または、生産者組織からの、個人メンバーとの取引の方が利点があることを示した書面での要求を示すこと。その際、認証事業者と生産者の契約において、トレーサビリティ、数量、価格、納品条件、支払い条件、請求方法が記載された契約があることを明らかにすること。	認証事業者は、なぜ生産者組合から購入することが内容が、本要求事項でできないのか、という理由を示さずに、個人生産者から購入している。	契約書に記載されている内容が、本要求事項で求められたすべての内容を含んでいない。	認証事業者は、個人生産者から購入しているが、本者は、購入に関する書類のコピーを、組合に定期的に提出している。	はい	ランク3に加え、認証事業者は、生産者組合からのみ購入している。	認証事業者は、生産者組合に購入できないのかという理由を示すことができる。



FLOCERT
assuring fairness

NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

Certifier for



Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5	
1.1.7	1.1.0.12	ペイヤー、製造、卸、ALL ライセンシー		M	(前回の監査以降、認証一時停止になっている認証事業者、及びまたは、取引先のサプライヤーバイヤーが認証一時停止になっている認証事業者、およびより厳しい一時停止ルールが適用されていない場合のみ適用) 認証一時停止中の認証事業者は、新規のフェアトレード認証契約を結ぶことができない。または、認証一時停止中の貿易相手と、新規のフェアトレード契約を結ぶことはできない。 一時停止される前12カ月内に、1回以上取引があった貿易パートナーとは一時停止期間中でも新規の契約を結ぶことができる。ただし、一時停止中に取引される数量は、その取引先と過去12ヶ月間取引された数量の50%までとする。	認証一時停止期間中に許可された契約の取引量を超えた取引をした、または、認証一時停止になった後、新規の認証原料(製品)に関する売買契約を締結した。			認証一時停止期間中に許可された契約の取引量を超えた取引を行った履歴がなく、かつ、認証一時停止後、新規の認証原料(製品)に関する売買契約を締結した履歴がない。		
1.1.7	1.1.0.13	ペイヤー、製造、卸、ALL ライセンシー		C	(前回の監査以降、認証一時停止になっている認証事業者、及びまたは、取引先のサプライヤーバイヤーが認証一時停止になっている認証事業者にのみ適用) 認証事業者は、認証一時停止期間中、存在するフェアトレード契約を履行しなければならない。	取引相手の同意なしに、契約を履行していない。			契約を履行している。		
1.1.8	1.1.0.14	ペイヤー、製造、卸、ALL ライセンシー		M	(過去に認証を取り消された事業者、もしくは、認証を取り消された/取消されている取引がある認証事業者にのみ適用) 認証事業者はフェアトレード契約があっても、認証を取り消された日からフェアトレード認証製品の取引を中止なければならない。 しかしながら、認証を取り消された日以前に取引された認証原料(製品)は、取り扱うことが出来き、該当する場合にはプレミアムの支払いをすることもできる。			いいえ	はい		



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
1.1.9	1.1.0.15	ペイヤー、製造、卸、ALL ライセンシー		C	認証事業者は、FLJへ担当者を1人任命していること。任命された担当者は、連絡先詳細や認証に関わる情報(会社名の変更、法的地位の変更、サプライチェーンでのペイヤー/ノンペイヤーの役割の変更など)に変更が生じた場合、FLJに速やかに報告していること。	フェアトレードの担当者が任命されていない。	担当者は、フェアトレードの活動に関し社内で責任を負っていない、もしくは基準の順守を保証するための手段を持っていない、もしくは関連する情報をFLJに提供していない。			
1.1.10	1.1.0.33	ペイヤー、製造、卸 ALL		C	(2025年1月1日より適用)合法的に設立され、かつ／または事業を展開している国の国内法に違反している兆候がある。が、トレーダー基準(労働者の権利、環境保護、事業および開発)でカバーされているトピックに関して認められない。	国内法違反の証拠がある。	国内法に違反する兆候はない。			
1.2 タイトル										
1.2.1; 1.2.2	1.2.0.01	ペイヤー、製造、卸、ALL ライセンシー		C	(最終包装製品及び半製品のパッケージ、その他広報物において、国際フェアトレード認証ラベル、または国際フェアトレード認証を参照している認証業者にのみ適用する)認証事業者は、国際フェアトレード認証製品とその他広報物における認証ラベルの使用、国際フェアトレード認証についての言及について、(使用する前に)FLJと有効な契約を締結していること。また、事前に記載内容についてFLJから承認を受けていること。	契約も締結されておらず、承認も受けていない	FLJまたは、Fairtrade Internationalと契約を締結して、契約を締結しており、しているが、すべて、又はかつすべての製品パッケージ、販売促物に関する承認を受けている。	認証ラベルの使用に関して、契約を締結して承認を受けている。		ランク3に加え、事業者がサプライチェーン内の製造組織で製品の包装している場合、認証事業者は承認を得た認証ラベル使用申請書のコピーを製造組織へ提出している。
1.2.2	1.2.0.02	製造	ALL	C	(ライセンシーの製品を包装する製造組織にのみ適用)認証事業者はCONNECTの製品承認記録、または製品申請書のコピーを有していること。	いいえ	はい			



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5	
1.2.3	1.2.0.03	ライセンシー	ALL	C	(パナナには適用されない)(FSIIに関する公表を行う認証事業者のみに適用) 製品パッケージ以外の認証原料調達に関する発表(調達量など)は、公に発表される前にFLJによって承認されなければならない。	いいえ		はい			
1.3 タイトル											
FLOCERT requirement	1.3.0.01	ペイヤー、製造、卸、 ALL ライセンシー		M	前回の監査で指摘された不遵守項目は全て是正されていること。	実施された是正措置は状況を改善することができず、不適合の行動がまだ広く行われている。	実施された是正措置は状況を改善することができず、不適合の行動が単発で続いている。	監査で指摘されたすべての不遵守項目について、それを改善するための適切な行動がとられた。	ランク3に加え、認証事業者は原因分析をし、再発防止のための策を取っている。		
FLOCERT Requirement	1.3.0.02	ペイヤー、製造、卸、 ALL ライセンシー		C	(例外が適用された認証事業者にのみ適用) 認証事業者は、例外申請をしているとともに、許可された例外事項を満たしていること。	いいえ		はい			
FLOCERT requirement	1.3.0.03	ペイヤー、製造、卸 ALL		C	(国際フェアトレード基準要求事項の遵守に関して、または認証原料(製品)に関して、苦情を受け取った認証事業者にのみ適用) 認証事業者は、適用される、国際フェアトレード基準要求事項の遵守に関する全ての苦情やフォローアップ活動を、管理し記録すること。 また、これらの記録は、監査人が閲覧可能な状態にされていること。	苦情を受領したが、フォローアップ活動がなされていない、もしくはそれらの記録が監査人が閲覧できる状態ではない。	苦情を受領した際の処理について、手順が記されている書類があるが、フォローアップ活動がなされていない、もしくはそれらの記録として残されていない、もしくはそれらの記録を監査人が閲覧できる状態ではない。	苦情を受け取った際、その処理とフォローアップ活動について記された適切な書類がある。監査人は、それらの書類を閲覧できる。	苦情処理の方法について手順書がある。また、苦情はその方法に従って処理されている。さらに、フォローアップ活動も含めて記録されており、監査人がそれらの記録を閲覧できる。		
FLOCERT Requirement	1.3.0.04	ペイヤー、製造、卸、 ALL ライセンシー		C	(前回の監査以降、認証一時停止になっている認証事業者にのみ適用) 認証が一時停止になった時点より、事業者はフェアトレード認証を受けていることを示唆する表記や広報物等の使用をしてはならない。	いいえ		はい			



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5	
FLOCERT Requirement	1.3.0.05	ライセンシー	ALL	C	(小規模ライセンシー) 認証事業者は、FLJの小規模ライセンシー定義に該当していなければならない。 <input type="checkbox"/> 製造組織かつ最終製品を販売するライセンシーである。 または最終製品を販売するライセンシーである。 <input type="checkbox"/> 原料の原産国から国際フェアトレード認証原料・製品の輸入業務を行っていない。 <input type="checkbox"/> 他業者への国際フェアトレード認証原料(未完成品)卸売りを行っていない。 <input type="checkbox"/> 年間総売上高が1億円以下である	いいえ		はい			
FLJ確認事項	1.3.0.07	ペイヤー、製造、卸、ALL ライセンシー		C	認証事業者は、認証料、ライセンス料の支払いを期限までに行っていること。	未払いがある。		支払いは適切になされて いる。			
FLOCERT Requirement	1.3.0.09	ペイヤー	Cocoa	M	(コートジボアール) (カカオ) You comply with all obligations made by the Conseil du Café Cacao (CCC) and their regulations (décrets) as they apply to sustainable cocoa.	規定に違反している。	認証事業者は規定を完全に実行することができてい ない。	認証事業者は、CCC規定と持続可能なココア調達に順守している。			
N.A	1.3.0.10	FLJ ライセンシー	ALL	C	認証事業者は販売報告書を提出すること(小規模ライセンシーは1年に1回)。販売報告で報告されている販売量は、管理システムに基づき適性に報告され、ライセンス料(該当する場合のみ)は適切に算出されている。	いいえ	はい				
タイトル											
2.1 タイトル		Traceability			すべての書類において、フェアトレードに関する記載はあるが不十分である。つまり、すべての製品(原料)、すべての売買に関する書類に記載されている。						
2.1.1 タイトル		Documentary Traceability Requirement			(例:「フェアトレード」もしくは類似した表現)が抜けている。						
2.1.1.1	2.1.1.01	ペイヤー、製造、卸 ALL	M	(例:「フェアトレード」や類似の表現は請求書に記載されているが、他の書類には使用されていない)						フェアトレードに関する活動は記録され、隨時その記録はマネジメントシステム(ERP)で更新されて管理されている。(つまり、すべての契約書、請求書、バランスシート、運送記録、梱包リストなどにおいて「フェアトレード」という言葉、もしくは類似した言葉が一貫して確認できる)	



Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
2.1.1.	2.1.1.02	ペイヤー、製造、卸	ALL	C	<p>フェアトレードに関する書類(例:請求書、出荷伝票、発注書)には、トレースが可能であるように以下のことが記載されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペイヤーとサプライヤー双方のFLO-IDと認証事業者名 ・取引日 ・売買時における認証製品(原料)の数量と物理的形状 ・フェアトレード価格、フェアトレード・プレミアム、前払いの詳細情報(ペイヤーと生産者、またはコンペイヤー間の取引の場合) 	<p>すべての情報が記載されている。</p> <p>リストにあるいくつかの項目がすべて、またはいくつかの売買書類において記載されていない。</p>	<p>監査時に、すべての詳細をトレースすることが可能で、ターベスに保存され、フェアトレードとの関連付けがある。(書類にFLO-IDが記載されていても、データベースで確認できればよい)</p>	<p>すべての詳細情報はデータベースに保存され、フェアトレードとの関連付けがなされている。</p>	<p>詳細情報は、フェアトレードに関連付けされてデータベースに保存されている。かつ、常に最新の情報を更新されている。(売買に関する書類には、サプライチェーンすべてにおける詳細が記載されている)</p>	
FLOCERT requirement	2.1.1.05	ペイヤー、製造、卸	ALL	M	<p>認証事業者は、認証製品(原料)を非認証製品として販売する際、製品、パッケージまたは書類その他にある、フェアや類似の表現が、非フェアトレード製品であることを示す箇所を取り除き、消費者および取引先に、認証製品(原料)でないことを明確にすることを示すことを明確にすること。</p>	<p>「フェアトレード(Fairtrade)」請求書、製品パッケージ、「フェアトレード(Fairtrade)」、もしくは類似の言葉が、すべての請求書、製品、製品パッケージ、他の書類に記載されている。</p>	<p>「フェアトレード(Fairtrade)」の言葉が、すべての請求書、製品、製品パッケージ、かつ、他の購買書類が記載されている、もしくは削除されている。もしくは、「フェアトレード」とは、それができない場合表記されているものがある。</p>	<p>「フェアトレード(Fairtrade)」の言葉が、すべての請求書、製品、製品パッケージ、かつ、他の購買書類が記載されている、もしくは削除されている。もしくは、「フェアトレード」とは、それができない場合表記されているものがある。</p>	<p>「フェアトレード(Fairtrade)」の言葉が、すべての請求書、製品、製品パッケージ、かつ、他の購買書類が記載されている、もしくは削除されている。もしくは、「フェアトレード」とは、それができない場合表記されているものがある。</p>	<p>「フェアトレード(Fairtrade)」の言葉が、すべての請求書、製品、製品パッケージ、かつ、他の購買書類が記載されている、もしくは削除されている。もしくは、「フェアトレード」とは、それができない場合表記されているものがある。</p>
FLOCERT requirement	2.1.1.06	ペイヤー、製造、卸、ライセンサー	ALL	C	<p>認証事業者は、通常の販売が、認証製品の販売と何らかの関係があるといったことを、直接的にも間接的にも示唆してはならない。</p>	<p>通常の販売と認証製品の販売とに何らかの関係があることが、直接的に示唆されている。</p>	<p>通常の販売と認証製品の販売が関係しているという証拠が無い</p>			
Fresh Fruit 2.1.2 (SP 2.1.1.07)	製造	Oranges		C	<p>(Oranges for juice) (Conveyor, exporter, processor) You keep records of the volumes of oranges for juice bought and processed from each producer organization, the date of delivery, and the quantity of orange juice sold.</p>	<p>Records of the volumes of Fairtrade oranges bought and processed from each producer organization are missing.</p>	<p>Records of the volumes of Fairtrade oranges bought and processed from each producer organization exist but are incomplete.</p>	<p>Records of the volumes of Fairtrade oranges bought and processed from each producer organization are available. Complete processing and Fairtrade sales records with a reference to sales</p>	<p>There is a management system in place that allows records to be always up-to-date and available upon request. Complete records as part of a database of stock, processed volumes, purchases and sales and</p>	



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Cane Sugar 4.4.3	2.1.1.08	ペイヤー	Sugar, FSI Sugar	C	(Cane sugar) (Applicable in case of multiple producers supplying the same mill (or exporter, if applicable) and if no national scheme exists) You keep delivery notes/tickets with the name of the individual cane producer, the producer organization of the individual cane producer, the volume, and the date of the delivery. You have requested confirmation of the volume of cane supplied by each producer (i.e. producer organization). In case you identify that individual cane producers deliver cane for more than one producer organization, you bring this to notice of the respective producer organizations.	納品書と取引するさとうきびの量の情報が入手できない、もしくは完全に欠けている。	納品書と取引するさとうきびの量の情報が完全ではない、もしくは一部欠けている。	納品書と取引するさとうきびの量の情報が入手できる。	納品書と取引するさとうきびの量の情報が入手できる。	要求された書類やデータが常に入手でき、かつ、隨時最新の情報が閲覧可能な管理システムがある。
2.1.2.	2.1.1.12	ペイヤー、製造、卸 ALL		M	認証事業者は認証製品(原料)の全ての搬入、加工および販売に関する記録を保持すること。記録は、FLJ(認証機関)が認証製品(原料)の出荷から搬入まで遡って追跡できるようにされていること。 フェアトレードとして販売された重量は、歩留まり率(重量の減少)を考慮して、フェアトレードとして購入した重量を超えていない。	認証事業者は記録を残していない、もしくは、監査の時にそれらの記録が入手できない。かつもしくは、5%以上の過剰販売が予想される、もしくは、計算するシステムがない。	認証事業者は記録を残しているが、記録に不備がある。もしくは、監査のときにすべてが入手できない。かつもしくは、1-5%の過剰販売が予想される。	認証事業者は記録を残しており、監査の時にそれらは入手できる。記録は適切に入手できる。記録は適切に確認されず、万が一あつた場合でも、予想される過剰販売は1%以下である。	認証事業者は記録を残しており、監査の時にそれらは入手できる。記録は適切に確認されず、万が一あつた場合でも、予想される過剰販売は1%以下である。	FLJが、変更点、関連するレシピと歩留まりを含むフェアトレード認証に関する製品のアウトプットからインプットを、容易に遡ることができる管理システムがある。認証事業者は記録を残しており、監査の時にそれらは入手できる。記録は適切に確認されている。過剰販売はない。



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
2.1.2	2.1.1.13	ペイヤー、製造、卸	ALL	C	(製造委託組織に適用) 製造委託組織は、認証事業者から受領および発送した全ての認証製品(原料)の数量を記録すること。物理的トレーサビリティが適用される場合に記録は、FLJ(認証機関)が認証製品(原料)のアウトプットからインプットを遡って追跡できるように管理されていること。フェアトレードとして販売された重量は、歩留まり率(重量の減少)を考慮して、フェアトレードとして購入した重量を超えていない。	製造委託組織は、記録を残していない、もしくは、監査のときにそれらが入手できない。かつてもしくは、5%以上の過剰販売が予想されない。かつてもしくは、1-5%の過剰販売が予想される。	製造委託組織は、記録を残しているが、記録に不備がある。記録は適切になされている。過剰販売は確認されず、万が一あった場合でも、予想される過剰販売は1%以下である。	製造委託組織は、記録を残しておらず、監査の時にそれらは入手できる。記録は適切になされている。過剰販売は確認されず、万が一あった場合でも、予想される過剰販売は1%以下である。	製造委託組織は記録を残しておらず、監査の際にそれらは入手できる。記録は常に正確である。製品の混同はなく、記録を保管し、監査の際に監査人が入手できるようにしている。記録は常に正確である。製品の混同はなく、記録を保管し、監査の際に監査人が入手できるようになっている。記録は常に正確である。製品の混同はなく、記録を保管し、監査の際に監査人が入手できるようになっている。記録は常に正確である。製品の混同はなく、記録を保管し、監査の際に監査人が入手できるようになっている。記録は常に正確である。製品の混同はなく、記録を保管し、監査の際に監査人が入手できるようになっている。	FLJが、変更点、関連するレシピと歩留まりを含むフェアトレード認証に関する製品のアウトプットからインプットを、容易に遡ることが可能である。製造委託組織は、受領した製品の記録と、生産者に贈り返した製品の記録を残している。
FLOCERT Requirement (fruit juices)	2.1.13, Cocoa 2.1.9, 2.1.1.14	ペイヤー、製造、卸	Sugar, Cocoa, Fruit Juice, Tea, Banana	C	(カカオ、サトウキビ糖、フルーツジュース/パルプ・ピューレ、茶)(認証原料、中間製品を販売する場合に適用される) 売買に関する書類には、製品が物理的トレースがとれたものか、マスバランスが適用されたものなのかを明記すること。	売買に関する書類(契約書、発注書など)に記載が全くない。	売買に関する書類(契約書、請求書、納品書など)に明確に記載されている。			
FLOCERT Requirement	2.1.1.15	ペイヤー、製造、卸	Sugar, Cocoa, Fruit Juice, Tea	C	(カカオ、サトウキビ糖、フルーツジュース/パルプ・ピューレ、茶)(認証原料、中間製品を購入する場合に適用される) 売買に関する書類には、製品が物理的トレースがとれたものか、マスバランスが適用されたもののかを明記すること。	購入に関する書類(契約書、請求書、又は納品書など)に記載が全くない。	購入に関する書類(契約書、請求書、又は納品書など)に明確に記載されている。			



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
FLOCERT Requirement	2.1.1.16	ペイヤー、製造、卸、 ALL ライセンシー		C	(FSI複合材料原料、コットン/テキスタイルを販売している場合に適用) 購入と販売に関する書類に適用されているプログラム名を記載すること。 複合材料製品の場合: FSI コットンの場合: FSI、テキスタイル基準	売買に関する書類(契約書、発注書など)にプログラムの記載が全くない。		売買に関する書類(契約書、請求書、納品書など)に明確に記載されている。		
Herbs & herbal teas (HL) 5.1.1	2.1.1.17	ペイヤー、製造、卸、 Herbs, herbal teas & spices ライセンシー		C	(ドライハーブ) Hired Labour農園が栽培したドライハーブを販売・購入する場合のみ適用) 購入・販売書類に「お茶」には記載がない 製品のみ対象であることを明記している。	販売書類(契約書、請求書、納品書)には記載がない		販売文書(契約書、請求書、納品書)に明記されている。		
FLOCERT Requirement	2.1.1.18	ライセンシー(POS)	Cocoa; Coffee; Flowers and Plants; Fresh fruit; Nuts; Tea	C	(Only applicable for licensees under the 'Point of Sale' scheme) (Coffee, Cocoa, Flowers, Tea, Fresh fruit and Nuts) You clearly identify all Fairtrade 'Point of Sale' sales as 'Fairtrade Point of Sale' on all sales documentation (e.g. sales contracts, sales invoices, delivery notes).	'Fairtrade Point of Sale' references are missing on all sales documentation	'Fairtrade Point of Sale' references are identifiable but are incomplete. 'Fairtrade Point of Sale' references exist, but not on all sales documentation. (i.e. term 'Fairtrade Point of Sale' on invoices BUT it is not possible to find a reference in other documents)	'Fairtrade Point of Sale' references are identifiable and complete on all sales documentation	'Fairtrade Point of Sale' references are recorded and kept up-to-date within the ERP system (i.e. term 'Fairtrade' or 'Fairtrade Point of Sale' on all sales documentation)	'Fairtrade Point of Sale'
Certifying under 'special circumstances'	2.1.1.20	ペイヤー	Coffee	C	(コーヒー) (コンゴ民主共和国から直接または間接的にフェアトレードの認証コーヒー生豆を購入および/または販売する場合、2026年12月31日まで適用) すべての購入および販売書類(契約書、請求書など)に「特別な状況」およびフェアトレードの生豆の原産国名(コンゴ民主共和国)を記載することで、サプライチェーンの透明性を高めること。 フェアトレードのFLOCERTへの輸入報告に、「追加取引情報」欄に該当するICOマークを入力すること。	「特別な事情」という用語および原産国(コンゴ民主共和国)がすべての購入および販売書類に記載されていない、および/または「特別な状況」および ICO マークが輸入報告書に記載されていない。	すべての購入および販売書類に「特別な事情」という用語と原産国(コンゴ民主共和国)が記載されており、輸入報告には「特別な状況」と ICO マークが入力されている。			
	2.1.2	タイトル			フェアトレードの取引報告および/または確認時に、					



FLOCERT

assuring fairness

NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

Certifier for



Reference	CC N°	Applicable for Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
2.1.3	2.1.2.01	ペイヤー、製造、卸 ALL	M	(すべての產品に適用される) (カオカ、サトウキビ糖、フルーツジュース/パルプ・ピューレ、または茶を売買または加工する事業者、又はコットンのFSI傘下で、綿繰り以降の加工を行う組織、金の調達プログラムの場合は、物理的トレーサビリティの実施を希望する場合のみ本項目は適用される) すべてのサプライチェーンの段階において、認証製品(原料)は非認証製品(原料)を物理的に分けて管理すること。 認証製品(原料)は、非認証製品(原料)と混同しないこと。 認証製品(原料)は、非認証製品(原料)とは分けて、輸送、保管、加工・製造及び納品されること。	認証製品と非認証製品が分けられていない。認証製品を分けて管理するシステムが無く、混同している。	認証製品と非認証製品が明確に分けられない、もしくは、一部分しか分けられない。生産中に混同することが容易に起こり得る。	認証製品と非認証製品が分けられている。認証製品を分けて管理するシステムがある。	ランク3に加え、原料(製品)ランク4に加え、認証製品を区別するマークがあり、追跡できる管理システムがある。	ランク4に加え、認証原料と非認証原料とが明確かつ容易に識別できる。
2.1.4; 2.1.5	2.1.2.02	ペイヤー、製造、卸 ALL	C	(すべての產品に適用される) (カオカ、サトウキビ糖類、フルーツジュース/パルプ・ピューレ、または茶を、売買または加工する事業者、又はコットンのFSI傘下で、綿繰り以降の加工を行う組織の場合は、物理的トレーサビリティの実施を希望する場合のみ本項目は適用される) 取引に関連する記録や書類と共に、製品ロット番号や識別マークなどを用いて、すべての段階(例: 保管、輸送、加工、包装、表示及び取扱い)および販売時において、認証原料(製品)をフェアトレードとして識別できるようにすること。	フェアトレード認証原料(製品)が、いかなる生産過程においても、また記録や書類においても、認証原料(製品)として識別されない。また、識別マークが頻繁に欠けており、いくつかの記録はフェアトレード認証として判別できない。	製品が、認証原料(製品)であると容易に判別できず、識別マークが明確に示されていない。また、識別マークが頻繁に欠けており、いくつかの記録はフェアトレード認証として判別できない。	すべての生産過程において、またすべての関連する記録と書類において、認証製品はフェアトレード認証製品であると判別できる。	すべての生産過程において、またすべての関連する記録と書類において、認証製品はフェアトレード認証製品であると判別できる。	すべての生産過程において、またすべての関連する記録と書類において、認証製品はフェアトレード認証製品であると判別できる。



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
2.1.6	2.1.2.03	ペイヤー、製造、卸	Sugar, Cocoa, Fruit Juice, Tea	C	(カカオ、サトウキビ糖糖、フルーツジュース/パルプ・ピューレ、茶)(自発的な物理的トレーサビリティを希望する場合のみ本項目は適用される) 認証製品(原料)は、物理的トレーサビリティの基準を遵守している認証事業者から調達されていること。 これらの製品(原料)は、売買のとき、製品パッケージまたは請求書などの関連する書類上で物理的トレーサビリティを有する認証(原料)として識別されなければならない。	認証製品(原料)は、物理的トレーサビリティに対して認証を受けていない認証事業者から購入されている。	認証製品(原料)は、物理的トレーサビリティに対して認証を受けている認証事業者から購入されているが、パッケージや関連する書類に記載がない。	認証製品(原料)は、物理的トレーサビリティに対して認証を受けている認証事業者から購入されている。認証製品は、最低でも、製品ロット番号や請求書を通して認証製品の物理的トレーサビリティが識別できる。	認証製品(原料)は、物理的トレーサビリティに対して認証を受けている認証事業者から購入されている。認証製品は、請求書と製品において、物理的トレーサビリティが識別できる。	
2.1.7	2.1.2.04	ペイヤー、製造、卸	ALL	C	(FSIには適用しない) 認証事業者は、複合材料製品に物理的トレーサビリティを有している原料と有していない原料を混合する場合、または/かつ複合材料原料を混合する場合、物理的トレーサビリティが要求される原料が物理的トレーサビリティの基準を遵守していることを確実にすること。 もし技術的な理由によりそれが不可能であった場合、認証事業者はFLJにより例外の承認を得ていること。	物理的トレーサビリティが可能な認証原料が、物理的トレーサビリティの要求を満たしていない。FLJによって例外申請が承認されていない。認証原料と非認証原料を区別するシステムがなく、認証原料と非認証原料を混合している。	物理的トレーサビリティが可能な認証原料が、物理的トレーサビリティの要求を完全に満たしていない。FLJによって例外申請が承認されていない。生産過程において、認証原料と非認証原料との混和が容易に起こり得る。	物理的トレーサビリティが可能な認証原料は、物理的トレーサビリティの要求を完全に満たしている。FLJによって例外申請が承認されている。認証と非認証を区別するシステムがあり、非認証原料との混和が容易に起こり得る程度である。	物理的トレーサビリティが可能な認証原料は、物理的トレーサビリティの要求を完全に満たしている。FLJによって例外申請が承認されている。認証と非認証の製品を区別するシステムがあり、ミスなしに製品を追跡できる物理的トレーサビリティのシステムがある。	物理的トレーサビリティが可能な認証原料は、物理的トレーサビリティの要求を完全に満たしている。ミスなしに製品を追跡できる物理的トレーサビリティのシステムがある。すべての原料に対し、物理的トレーサビリティを実施する計画がある。
2.1.3	2.1.2.05	ペイヤー、製造、卸	ALL	M	(製造委託組織)(カカオ、サトウキビ糖糖、「フルーツジュース/パルプ・ピューレ、または茶を加工する事業者、又はコットンのFSI傘下で、綿繰り以降の加工を行う組織、金の調達プログラムの場合には、物理的トレーサビリティの実施をする場合のみ本項目は適用される) すべてのサプライチェーンの段階において、認証製品(原料)は非認証製品(原料)を隔離すること。 認証製品(原料)は、非認証製品(原料)と混同しないこと。 認証製品(原料)は、非認証製品(原料)とは分けて、輸送、保管、加工・製造及び納品されること。	認証製品と非認証製品が分けられていない。認証製品を分けて管理するシステムが無く、混同している。	認証製品と非認証製品が、明確に分けられない、もしくは、一部分しか分けられない。生産中に混同することが容易に起こり得る。	認証製品と非認証製品が分けられている。認証製品を分けて管理するシステムがある。	認証製品と非認証製品が分けられており、識別マークが、常に正しく分けられており、識別マークの説明がいる。識別マークにフェアトレードの説明があり、容易に判別できる。	認証製品と非認証製品が分けられており、識別マークが、常に正しく分けられており、容易に判別できる。識別マークにフェアトレードの説明があり、容易に判別できる。ミスなしに製品を区別するシステムがあり、ミスを追跡できる物理的トレーサビリティのシステムがある。



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5		
2.1.4	2.1.2.06	ペイヤー、製造、卸	ALL	C	(製造委託組織)(カカオ、サトウキビ糖糖、フルーツジュース/パルプ・ピューレ、または茶を加工する事業者、又はコットンのFSI傘下で、綿縫り以降の加工を行う組織の場合、物理的トレーサビリティの実施をする場合のみ本項目は適用される) すべての段階(例:保管、輸送、加工、包装、表示及び取扱い)におけるフェアトレード製品に加え、関連する記録や書類上においても、製品につくロット番号や識別マークにより、認証原料(製品)をフェアトレードとして識別できること。	フェアトレード認証製品が、製品が、認証製品であるといかなる生産過程においても、また記録や書類においても、認証製品として識別されない。書類、記録、製品に付与されている識別マークにおいて、フェアトレード認証製品と識別できるような言葉/ナンバーが言及されていない。	フェアトレード認証製品が、製品が、認証製品であるといかなる生産過程においても、また記録や書類においても、認証製品として識別されない。また、識別マークが頻繁に欠けており、いくつかの記録はフェアトレード認証として判別できない。	フェアトレード認証製品が、製品が、認証製品であるといかなる生産過程においても、また記録や書類においても、認証製品として識別できる。また、識別マークが頻繁に欠けており、いくつかの記録はフェアトレード認証として判別できない。	フェアトレード認証製品が、製品が、認証製品であるといかなる生産過程においても、また記録や書類においても、認証製品として識別できる。また、識別マークが頻繁に欠けており、いくつかの記録はフェアトレード認証として判別できない。	フェアトレード認証製品が、製品が、認証製品であるといかなる生産過程においても、また記録や書類においても、認証製品として識別できる。また、識別マークが頻繁に欠けており、いくつかの記録はフェアトレード認証として判別できない。	すべての生産過程において、またすべての関連する記録と書類において、認証製品はフェアトレード認証製品であると判別できる。識別マークは明確に、そして「フェアトレード」か、もしくは類似の言葉と共に記載されている。それに類似した言葉が明確に使用されている。	すべての生産過程において、またすべての関連する記録と書類において、認証製品はフェアトレード認証製品であると判別できる。識別マークは明確で、製品ロット番号が用いられており、「フェアトレード」かそれらに類似した言葉が明確に使用され、かつ、販売者と買い手の名前とFLO IDが明記されていること。(FLOCERTの契約相手だけでなく)いかなる認証事業者にも、認証製品だと識別できるための管理システムがある。
2.1.6	2.1.2.07	ペイヤー、製造、卸	ALL	C	(製造委託組織)(カカオ、サトウキビ糖糖、フルーツジュース/パルプ・ピューレ、または茶を、加工する事業者、又はコットンのFSI傘下で、綿縫り以降の加工を行う組織の場合、物理的トレーサビリティの実施をする場合のみ本項目は適用される) フェアトレード製品を納品するときは、それがフェアトレード認証製品であることを明確に示すこと。	フェアトレード認証製品として納品された製品は、「フェアトレード」や類似した言葉「フェアトレード」や類似したアトレードで正しく区別されない。フェアトレードに関連する情報が完全に欠けている。	フェアトレード認証製品として納品された製品は、常にアトレードや類似した言葉「フェアトレード」や類似したアトレードで正しく区別されない。アトレードに関する情報が一部欠けている。	フェアトレード認証製品として納品された製品は、「フェアトレード」や類似した言葉「フェアトレード」や類似したアトレードで正しく区別されている。アトレードに関する情報が一部欠けている。	フェアトレード認証製品として納品された製品は、「フェアトレード」や類似した言葉「フェアトレード」や類似したアトレードで正しく区別されている。アトレードに関する情報が一部欠けている。	フェアトレード認証製品として納品された製品は、「フェアトレード」や類似した言葉「フェアトレード」や類似したアトレードで正しく区別されている。アトレードに関する情報が一部欠けている。	フェアトレード認証製品として納品された製品は、「フェアトレード」や類似した言葉「フェアトレード」や類似したアトレードで正しく区別されている。アトレードに関する情報が一部欠けている。	
2.1.7	2.1.2.08	ペイヤー、製造、卸	ALL	C	(製造委託組織) 認証事業者は、フェアトレード認証の複合材料製品を製造する際に、物理的トレーサビリティを有している原料と有していない原料を混合する場合、物理的トレーサビリティが要求される原料が物理的トレーサビリティの基準を遵守していることを確実にすること。 もし技術的な理由によりそれが不可能であった場合、認証事業者はFLJに例外申請をしていること。	物理的トレーサビリティが可能な認証原料が、物理的トレーサビリティの要求を満たしていない。 FLJによって例外申請が承認されていない。認証原料と非認証原料を区別するシステムがなく、認証原料と非認証原料を混合している。	物理的トレーサビリティが可能な認証原料が、物理的トレーサビリティの要求を完全に満たしていない。 FLJによって例外申請が承認されていない。生産過程において、認証原料と非認証原料との混合が容易に起こり得る状況である。	物理的トレーサビリティが可能な認証原料が、物理的トレーサビリティの要求を完全に満たしている。 又は、FLJによって例外申請が承認されており、追加施設はそのコピーを保有している。認証と非認証を区別するシステムがあり、ミスは起こらない。	物理的トレーサビリティが可能な認証原料が、物理的トレーサビリティの要求を完全に満たしている。 又は、FLJによって例外申請が承認されている。認証と非認証の製品を区別するシステムがあり、ミスは起こらない。	物理的トレーサビリティが可能な認証原料が、物理的トレーサビリティの要求を完全に満たしている。 又は、FLJによって例外申請が承認されている。認証と非認証を区別するシステムがあり、ミスは起こらない。	物理的トレーサビリティが可能な認証原料が、物理的トレーサビリティの要求を完全に満たしている。 又は、FLJによって例外申請が承認されている。認証と非認証を区別するシステムがあり、ミスは起こらない。	



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5	
	2.1.2.09	FSIライセンシー	ALL	C	(FSI) FSIに参加している認証事業者は、実際の調達量(物理的トレーサビリティが適用される場合)または、調達規模(マスバランスが適用される場合)に基づいて実績を公表すること。公表値は、過去の実績値に基づくこと。	いいえ		はい			
					N.A						
Herbs & herbal teas (HL) 5.1.1	2.1.2.11	製造・卸、ライセンシー	Dried herbs	C	(Dried herbs) (Only applicable if you sell or buy dried herbs grown by Hired Labour companies) You clearly identify the physical product as 'eligible for tea products only' through on-product identification marks	いいえ		はい			
2.1.8	2.1.3.01	ペイヤー、製造、卸	Sugar, Cocoa, Cotton, Fruit Juice, FSI Gold, Tea, FSI Cotton after ginning stage	M	Mass Balance Requirements (サトウキビ 糖果、カカオ、フルーツジュース/パルプ・ピューレ、茶を取り扱う組織、およびコットンFSI傘下で綿繰り以降の加工を行う組織で物理的トレーサビリティを適用しない組織) マスバランスがポジティブであることを保証すること。 --認証製品として販売された数量と、投入された認証原料の数量とが、加工時の歩留まりとロスを加味した上で同等であること -投入された認証原料(インプット)は、認証--製品(アウトプット)が販売される前に購入されていること	マスバランスは繰り返しじゃない ガティブになっている、もし くは算出システムがない。 予想される過剰販売 の数量とが、加工時の歩留まりとロスを加味した上で同等 であること	限られた状況で、マスバラ ンスがネガティブになって いる。予想される過剰販売 でネガティブになりうるが、 以上ある。	マスバランスはポジティブ である。もしくは特定の月 でネガティブになりうるが、 予想される過剰販売が5% が1-5%ある。	マスバランスは常にポジ ティブで、容易に計算でき る。予想される過剰販売は 全体のバランスはポジティ ブである。	マスバランスは常にポジ ティブで、容易に計算でき る。マスバランスのワーク シートは、隨時更新されて いる。製品の混同がなく、 調達記録システムのミスも ない。	



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
2.1.10	2.1.3.03	ペイヤー、製造、卸	Sugar, Cocoa, Cotton, Fruit Juice, FSI Gold, Tea, FSI Cotton after ginning stage	C	(单一場所でのマスバランスに適用)(サトウキビ、カカオ、いいえ フルーツジュース＆パルプ・ピューレ、茶、コットンFSI傘下 の綿繰り以降の組織で物理的トレーサビリティを適用しな い組織) 認証原料は、認証製品が加工される同じ場所に輸送され 加工されていること。			はい		
2.1.11, Cocoa 2.1.7&2.1.8	2.1.3.04	ペイヤー、製造、卸	Cocoa, Cotton, Fruit Juice, FSI Gold, Tea, FSI Cotton after ginning stage, Banana	C	(カカオ、フルーツジュース＆パルプ/ピューレ、茶、コットン いいえ FSI傘下の綿繰り以降の組織で物理的トレーサビリティを 適用しない組織) 認証原料は、フェアトレード最終製品となる原料と同じ種 類と品質でなければいけない。(like for likeルール) 例:有機/非有機、原産国等			はい		
Cane Sugar	2.1.3.05	ペイヤー、製造、卸	Sugar	C	(砂糖) (B2B 取引) (マスバランスで白色精製糖を販売し、いいえ きび砂糖と甜菜糖を混合または代替する場合に適用) フェアトレードとして販売する砂糖が甜菜糖から作られて いること、または甜菜糖ときび砂糖を混合して いることを 販売文書に明記すること。			はい		



FLOCERT
assuring fairness

NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

Certifier for



Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5	
2.1.12	2.1.3.06	ペイヤー、製造、卸	Sugar, Cocoa	C	(カカオ、サトウキビ糖糖)認証事業は、グループマスマバランス(GMB)を導入する前に認証機関の許可を得なければならない。また、グループマスマバランスに関係する拠点の変更がある場合にも、製造前に認証機関より許可を得なければならない。また、下記の条件に該当することを保証すること。 - GMBに関係するすべての拠点が同じグループに属している。 - 購入と販売に関するすべての関連情報が閲覧できる、中央管理システムが整備されている。 - フェアトレード原料の購買および販売情報を一元化し、グループが販売するフェアトレードの生産量が、グループが購入した同等のフェアトレード原料の購入を超えていないことを確認するシステムが整備されている。	いいえ	承諾は得られているが、グループマスマバランスの条件は満たされていない。				
2.1.10	2.1.3.07	ペイヤー、製造、卸	Sugar, Cocoa, Cotton, Fruit Juice, FSI Gold, Tea, FSI Cotton after ginning stage	C	(追加施設)(単一場所でのマスマバランス)(サトウキビ糖、カカオ、フルーツジュース&パルプ/ピューレ、茶、コットンFSI傘下の綿繰り以降の組織で物理的トレーサビリティを適用しない組織) 認証原料は、認証製品が加工される同じ場所に輸送され加工されていること。	いいえ	はい				
2.1.11	2.1.3.08	ペイヤー、製造、卸	Sugar, Cocoa, Cotton, Fruit Juice, FSI Gold, Tea, FSI Cotton after ginning stage	C	(追加施設)(サトウキビ糖糖、カカオ、フルーツジュース&パルプ/ピューレ、茶、コットンFSI傘下の綿繰り以降の組織で物理的トレーサビリティを適用しない組織) 認証原料は、フェアトレード最終製品となる原料と同じ種類と品質でなければいけない。 (例: 非有機/有機、原産国)	いいえ	はい				



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5	
Cane Sugar 2.1.2	2.1.3.09	ペイヤー、製造、卸	Sugar	C	(追加施設) (サトウキビ糖糖) (B2B 取引) (マスバランス いいえ で上白糖を加工し、サトウキビ糖糖とビート糖を混合または は代替する場合に適用) フェアトレードに分類される砂糖 がビート糖から作られていること、またはビート糖ときび糖 の混合であることを 文書で明確に示していること。			はい			
Cocoa 2.1.5	2.1.3.10	ペイヤー、製造、卸、 ライセンシー	Cocoa	C	(カカオ)認証事業者はカカオのマスバランスには、以下の 転換率を使用すること。 ・カカオ豆1トン→カカオリカ-0.82トン ・カカオリカ-1トン→ココアパター-0.5トンとココアパウダー 0.5トン ・カカオ豆1トン→ココアパター-0.41トンとココアパウダー 0.41トン	現在の転換率が適用され ていない。	現在の転換率が適用され ていない、もしくは完全に 適用されていないが、認証 事業者は変更する準備が ある。	現在の転換率が適用され ている、もしくは変更が終 了した。		現在の転換率が公表され てから、正しく適用されてい る。	
Cane sugar 2.1.3	2.1.3.11	ペイヤー、製造、卸、 ライセンシー	Sugar	C	認証製品に、遺伝子組み換えた甜菜糖を使用してはならな い。		はい				
Cocoa 2.1.6	2.1.3.12	ペイヤー、製造、卸	Cocoa	C	(カカオ)(マスバランス)認証事業者は、認証原料(イン プット)の購入より3年以内に認証製品(アウトプット)として 同等の量を販売している。		はい				
Cocoa 2.1.7 & 2.1.8	2.1.3.13	ペイヤー、製造、卸	Cocoa	C	(カカオ)(特定のカテゴリ、ステータス、またはオリジンを 謳ってカカオのアウトプットを販売する場合に適用される) アウトプットのカカオと同等 のカテゴリ、ステータス、 アウトプットのカカオのと同じまたはより高い仕様(標準/ ファインフレーバー、非オーガニック/オーガニック)、および /または同じオリジン(購入ドキュメントに記載されている)で インプットのカカオが購入されている。	アウトプットのカカオと同等 のカテゴリ、ステータス、 オリジンのカカオがインプ ットとして購入されていない。		同等のカカオ原料が購入さ れている			



FLOCERT

assuring fairness

NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.

The logo consists of a circular emblem with a black border. Inside the circle, there is a blue upper half and a green lower half, representing the Earth. The word "FAIRTRADE" is written in white capital letters across the bottom of the circle, and "INTERNATIONAL" is written in smaller white capital letters below it. A registered trademark symbol (®) is located in the top right corner of the circle.



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
2.2.2	2.2.0.02	製造・卸、ライセンシー	Banana; Cane sugar; Cereals; Cocoa; Coffee; Dried fruit; Dried vegetables; Fresh fruit; Fruit juices; Herbs, herbal teas & spices; Honey; Nuts; Oilseeds and Oleaginous fruit; Pulp; Rice; Tea; Timber; Vegetables; Wine grapes	C	(食品の複合材料製品)(FSIには適用しない) 食品の複合材料製品は最低でも20%以上の認証原料からできていること。 含まれている認証原料の重量(容量)割合の表示は、加工前の、すべての原料の総重量(総容量)との比率で表されること。 50%を超える水、もしくは乳製品が加えられた製品は、加えられた水もしくは乳製品を、計算から除外する。これは、濃縮還元ジュースにも適用される。しかし、フレッシュジュースには適用されない。 使用される複合材料は、関連する複合材料の割合基準に準じること。	いいえ		はい		
2.2.3	2.2.0.03	製造・卸、ライセンシー	Banana; Cane sugar; Cereals; Cocoa; Coffee; Dried fruit; Dried vegetables; Fresh fruit; Fruit juices; Herbs, herbal teas & spices; Honey; Nuts; Oilseeds and Oleaginous fruit; Pulp; Rice; Tea; Timber; Vegetables; Wine grapes	C	(食品の認証製品)(FSIには適用しない) 認証事業者は、 いいえ 国のかに抵触しない限り、小売向け製品の包装の裏に、フェアトレード認証原料の最低割合を表記すること。			はい		
Cotton 2.2.1	2.2.0.04	ペイヤー、製造、卸	Cotton	C	(コットン) 認証製品に使用されるコットン製品は、認証生産者から調達されたコットンでなければならない。十分な量の認証コットン(Fairtrade cotton combers)が入手できない場合は、非認証コットンを20%まで使用して脱脂綿または化粧用パフ(cotton wool pads)を作ることができる。ただし、製造組織は使用した非認証コットンと同量の認証コットンを別途調達しなければならない。 上記ケースを適用する場合には、FLJに通知すること。	いいえ		はい		



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Cotton Product Composition Policy	2.2.0.05	ペイヤー、製造、卸、Cotton ライセンシー		C	(コットン)(コットンの最終製品のみに適用される)FLJから 例外が承認されていない限り、コットン以外の材料を使用 しているコットン最終製品は最低50%(重量ベース)の認 証コットンからできていること。制服、ユニフォームは、最 低30%以上とする。	いいえ		はい		
2.2.5	2.2.0.06	製造・卸、ライセン シー	FSI ALL	C	(コットン、金を除くすべてのFSI対象製品) (食品複合材料と食品複合製品に適用) 物理的トレーサビリティを適用する場合、製品中の該当す る製品の100%がフェアトレード認証原料を使用してい ること。 FSIラベルが貼付されている製品で、マスバランスを適用 する場合(サトウキビ糖類、ココア、フルーツジュース、 茶)、製品に使用されている原料の同等の量が認証原料 として調達されていくなくてはならない。 FSIラベルが貼付されている製品は、FSI対象製品でな ければならない。	いいえ		はい		
Flowers and Plants 1.2.1	2.2.0.11	ペイヤー、製造、卸、Flowers ライセンシー		C	(花束および最終製品の植物の構成) フェアレー ドとして販売されるすべての花、植物、および最終 製品となる植物が、フェアトレード認証を受けてい ることを確認すること。花束/アレンジメントに含ま れる花または最終製品の植物の一部がフェアトレー ド認証を受けていない場合は、国際フェアトレード 原料調達制度 (FSI) の規則に従う。FSI 制度は植物 には適用されない。	いいえ		はい	はい	ランク3に加え、非認証の 花や植物はローカル調達 されている。



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
	3.1	タイトル								
4.1.1	3.1.0.01	ペイヤー、製造、卸 All		C	(製造委託組織にも適用される)(綿繰り工程以降のFSIコットンには適用しない) 当該国の労働法、もしくはILO協定のどちらにも、違反の兆候が無いこと。	当該国の労働法、基本的な国際労働機関(ILO)の協定の認識がない。		認証事業者は責任者を任命している。また、自身に適用される労働法とILO協定が、企業内でどのように認められているかを示すことができる。	ランク3に加え、認証事業者は適切な労働環境を保証するための指針と手順を備えている。	ランク4に加え認証事業者は効果的に履行されている。 (例:他のスキームによる社会的監査を受けている)
4.1.1	3.1.0.02	ペイヤー、製造、卸, All ライセンシー		M	(綿繰り工程以降のFSIコットンには適用しない) 当該国の労働法、もしくはILO協定のどちらにも、違反の兆候が無いこと。	当該国の労働法、またはILO協定に常習的に違反している証拠がある。	違反している証拠がある。 しかしながら認証事業者は、将来的に違反を避ける行動を実行した。	違反している証拠は発見されなかった。しかしながら、認められる兆候があるため、追加の監査を実施する	違反している証拠は発見されなかった。しかしながら、認められた。しかしながら、認められなかつた。	違反している証拠は発見されなかった。しかしながら、認められなかつた。
	3.1.1	タイトル			Freedom from Discrimination					
	3.1.2	タイトル			Freedom from Forced and Compulsory Labour					
	3.1.3	タイトル			Child Labour and Child Protection					



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Cocoa 3.2.7	3.1.3.04	ペイヤー、製造、卸	Cocoa	C	(カカオ) (アフリカ・アジアから調達する場合2024年7月1日から適用) (ラテンアメリカ・カリブ海から調達する場合2025年7月1日から適用) カカオ製品(カカオ豆、リカー、バター、パウダー)の年間取引量が3年間の平均で、カカオ豆200トン、またはカカオリカーマス/ペーストとも呼ばれる)164トン、またはココアバター82トン、またはココアパウダー82トンを超える認証事業者に適用される。過去3年間の年間購入量の平均が產品の基準値を下回っていることを証明するのは、トレーダーの責任となる。 最も深刻なリスクの防止と軽減を支援する活動のうち、少なくとも1つに協力することで、生産者組織の行動計画を支援すること。これは、生産者に支払われるフェアトレード・プレミアムに追加される。 支援は、直接、またはパートナーシップを通じて行う。支援は、年間資金援助、研修、パートナーシップの促進、政府への働きかけ、その他の方法で行う。	支援をしていない。	支援は提供されているが、毎年提供されていない、または基準に記載された項目に準拠していない。	資金提供、研修、パートナーシップの促進、政府とのアドボカシー、またはその他の方法で、直接、またはパートナーのインシアティブを介した年次支援がされ、かつ基準に記載された項目が遵守されている。	ランク3を満たしきつ、支援額は少なくともカカオ豆1トン当たり年間合計19ドルに相当する。	
Cocoa 3.3.3	3.1.3.05	ペイヤー、製造、卸	Cocoa	C	(カカオ) カカオ製品(カカオ豆、リカー、バター、パウダー)の年間取引量が3年間の平均で、カカオ豆200トン、またはカカオリカーマス/ペーストとも呼ばれる)164トン、またはココアバター82トン、またはココアパウダー82トンを超える認証事業者に適用される。過去3年間の年間購入量の平均が產品の基準値を下回っていることを証明るのは、トレーダーの責任となる。 児童労働および/または強制労働のリスクが高い地域で活動していることが確認された生産者組織に、リソースと支援を提供する。この貢献は、生産者に支払われるフェアトレード・プレミアムに追加される。あなたの支援は、直接またはパートナーシップを通じて行われる。年間資金、研修、パートナーシップの促進、政府への働きかけ、またはその他の方法によるものである。	支援をしていない。	支援は提供されているが、毎年提供されていない、または基準に記載された項目に準拠していない。	資金提供、研修、パートナーシップの促進、政府とのアドボカシー、またはその他の方法で、直接、またはパートナーのインシアティブを介した年次支援がされ、かつ基準に記載された項目が遵守されている。	ランク3を満たしきつ、支援額は少なくともカカオ豆1トン当たり年間合計19ドルに相当する。	



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5	
Cocoa 3.3.4	3.1.3.06	ペイヤー、製造、卸	Cocoa	C	(カカオ) (アフリカおよびアジアから調達するトレーダーは 2024年7月1日より適用、ラテンアメリカおよびカリブ海 地域から調達するトレーダーは2025年1月1日より適 用) カカオ製品(カカオ豆、リカー、バター、パウダー)の年間取 引量が3年間の平均で、カカオ豆200トン、またはカカオリ カー(マス/ペーストとも呼ばれる)164トン、またはココアバ ター82トン、またはココアパウダー82トンを超える認証事 業者に適用される。過去3年間の年間購入量の平均が 產品の基準値を下回っていることを証明するのは、トレ ーダーの責任となる。 毎年、国際フェアトレードラベル機構に報告すること。デー タは、国際フェアトレードラベル機構が提供するテンプレー トおよびフォーマットで提出すること。	報告がなされていない。	一部の報告のみされてい る。	データは毎年報告され、 確認ページのコピーが年 次報告の証拠として保管 されている。			
3.1.4 タイトル											
3.1.5 タイトル											
3.1.6 タイトル											
Nuts 3.3.1 & 3.3.2	3.1.6.05	ペイヤー、製造、卸	Cashew Nut	C	(カシューナッツ) (生のカシューナッツを加工している場合 に適用) 加工ユニット内の作業者に保護衣や保護油を支 給し、カシューナッツ液から十分に保護されていることを確 認していること。	保護服や保護油の支給な い	保護服や保護油の支給な い	保護服や保護油が提 供され、作業者が適切に保 護されている			
Nuts 3.3.3 & 3.3.4	3.1.6.06	ペイヤー、製造、卸	Cashew Nut	C	(カシューナッツ) (生のカシューナッツを加工している場合 に適用) 作業員の教育がされてい ない を受け、それらが正しく使用されていることを管理監督して いること。	作業員の教育がされてい ない	作業者は保護服や保護油 の使用について訓練を受 け、それらを正しく使用して いる。				
3.2 タイトル											
Environmental Protection											
4.2.1	3.2.0.01	ペイヤー、製造、卸	All	C	(製造委託組織にも適用される)(綿繰り工程以降のFSI コットンには適用しない) 認証事業者は、当該国の適用される環境法規を認識して いること。	適用される環境法規に関し 認識がない。	認証事業者は、担当者を 任命している。また自身に 適用される環境法が、企業 内でどのように通知されて いるかを示すことができる。	ランク3に加え、認証事業 者は環境保護のための指 針と手順を備えている。 (例:EMS)	ランク4に加え認証事業 者は効果的に履行されてい ることを示すことができる。		



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5			
4.2.2	3.2.0.02	ペイヤー、製造、卸	All	C	<p>(綿繰り工程以降のFSIコットンには適用しない)認証事業者は、認証製品は、認証製品に国際フェアトレードラベル機構より発行された危険物質リスト(Hazardous Material List) Red Listに記載されている。に、禁止された物質を積極的に使用している。</p> <p>に掲載されている物質をフェアトレード製品の出荷、輸送、保管中の害虫駆除に使用しないこと。</p> <p>認証事業者は、認証原料(製品)に使用された駆除剤の有効成分、製品名、適用された原料、標榜にされた害虫名、また使用された物資がHMLのパート1(レッドリスト)、2(オレンジリスト)、3(イエローリスト)のどこに該当するのかをリストにまとめ、定期的に更新しなければならない。</p>	<p>レッドリストに記載されている危険物質リストのレッドリストに記載されている物質は認証製品に使用されていない。しかし、ながら、認証製品に使用されない。また、認証製品に使用される殺虫剤リストがない。(または、完全ではない)</p>	<p>危険物質リストのレッドリストに記載されているいかなる物質も、認証製品に使用されていない。また、認証製品に使用された殺虫剤の完全なリスト(または、完全ではない)がある。</p>	<p>危険物質リストのレッドリストに記載されているいかなる物質も、認証製品に使用されていない。また、認証製品に使用された殺虫剤の完全なリストがある。</p>	<p>危険物質リストのレッドリストに記載されているいかなる物質も、認証製品に使用されていない。また、認証製品に使用された殺虫剤の完全なリストがある。</p>	<p>危険物質リストのレッドリストに記載されているいかなる物質も、認証製品に使用されていない。また、認証製品に使用された殺虫剤の完全なリストがある。</p>	<p>危険物質リストのレッドリストに記載されているいかなる物質も、認証製品に使用されていない。また、認証製品に使用された殺虫剤の完全なリストがある。</p>		
4.2.3	3.2.0.03	ペイヤー、製造、卸	All	C	<p>(綿繰り工程以降のFSIコットンには適用しない)(HMLの承認を得ていない。オレンジリストに記載の物質を使用している認証事業者にのみ適用)</p> <p>-認証事業者は、HMLに記載された特定使用条件を満たしていること</p> <p>-次の場合に限り使用していること:</p> <ul style="list-style-type: none"> i)害虫に農薬耐性ができてしまうことを防ぐ方法の一つとして ii)より有害でない農薬に変える場合 iii) Integrated Pest Management (IPM: 総合的有害生物管理)の一環として iv)無農薬対応を含む場合 <p>-物質の使用を削減させる、又は中止させる計画を作成すること。その計画には以下を記載すること。対象物質の種類(学名、有効成分、有効成分の含有率、製品名)、使用量(単位面積あたり、あるいは%、ppmなどの散布濃度と年間の単位面積あたりの総散布量)、IMPの一環として他の無農薬での対応詳細を含む、使用的削減あるいは中止のためのアクションプラン。</p>	<p>承認のための条件が満たされていない。</p>	<p>承認の条件において、逸脱している箇所が無い。</p>	<p>承認の条件において、逸脱している箇所が無い。</p>	<p>承認の条件において、逸脱している箇所が無い。</p>	<p>承認の条件において、逸脱している箇所が無い。</p>	<p>承認の条件において、逸脱している箇所が無い。</p>	<p>承認の条件において、逸脱している箇所が無い。</p>	<p>承認の条件において、逸脱している箇所が無い。</p>

例外の承認条件について
認められたことを示す
QMS文書がある。



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
4.2.4	3.2.0.04	ペイヤー、製造、卸	All	V	(綿繰り工程以降のFSIコットンには適用しない) 土地の利用と、生物多様性、水の使用、エネルギーの使用(カーボンフットプリントを含む)、排水の流出、大気中への排出、廃棄物、有害物質そして異常措置に関して、認証事業者は、認証製品に関する直接の環境への悪影響を理解し、最小限になるよう取り組む。	環境管理システムが整備されていない。		環境管理システムが整備されている。		ランク3に加え、環境面について第三者から認証を受けている。
4.2.5	3.2.0.05	ペイヤー、製造、卸	All	V	(綿繰り工程以降のFSIコットンには適用しない) 認証事業者は、可能な限り、リサイクルされた又は容易に生分解する素材を製品パッケージに使用すること。	リサイクル、もしくは容易に生物分解可能なパッケージを使用するためのアクションがなされて。	リサイクル、もしくは容易に生物分解可能なパッケージが限定期に使用されて	リサイクル、もしくは容易に生物分解可能なパッケージが、高い確率で使われているが、通常は使用されて	リサイクル、もしくは容易に生物分解可能なパッケージを使用することがプログラムとしてあり、それが企業の指針となっている。	
4.2.6	3.2.0.06	ペイヤー、製造、卸	All	V	(綿繰り工程以降のFSIコットンには適用しない) 認証事業者は、フェアトレードサプライチェーンの中で、カーボンフットプリントを削減すること。	カーボンフットプリントを削減するアクションが全く取られていない。	カーボンフットプリントを削減する段階が踏まれてい	カーボンフットプリントを削減する段階が踏まれてい	ランク3に加え、削減できない段階まで、カーボン排出量を相殺している。	
4.2.1	3.2.0.07	ペイヤー、製造、卸、ライセンシー	All	M	(製造委託組織にも適用される)(綿繰り工程以降のFSIコットンには適用しない) 認証事業者は、当該国の適用される環境法規に対しいずれにも違反している兆候のないこと。	環境法規に常習的に違反している証拠がある。	違反している証拠がある。しかしながら認証事業者は、将来的に違反を避ける行動を実行した。	違反している証拠は発見されなかった。しかしながら、れなかった。疑いのある兆候があるため、追加の検査を実施する	違反している証拠は発見されなかった。しかしながら、れなかった。行動を実行した。	ランク4に加え認証事業者は効果的に規定や手順書を実施していることができる。または、他のスキームによる社会的監査を受けている。
Flowers and Plants 4.1.3	3.2.0.08	ペイヤー、製造、卸	Plants	C	(Plants) You take at least 20% of the volume of the growing media used for Fairtrade plants from alternative sources to peat.	No No efforts made to use alternative sources to peat.	Peat-free alternatives used are significantly less than 20%.	Yes At least 20% of the growing media used is peat-free.	RANK 3 AND the company has implemented measures towards further	The company implemented a completely peat-free growing media.
4.2.2	3.2.0.09	ペイヤー、製造、卸	ALL	C	(綿繰り以降のFSIコットンを除くすべての產品に適用される) 農作物・製品に対し、消費国で許可され登録された合成分資のみを使用している。	いいえ		はい		



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Cocoa 3.4.6	3.2.0.11	ペイヤー	Cocoa	C	(カカオ)(ペイヤー、コンペイヤー)(2024年1月1日から適用)カカオを調達している農園の100%について、GPSによる位置情報またはGPSポリゴンによる地理的位置データ入手していること。最低でも、4ヘクタール以上の農園についてはGPSポリゴンを入手していること。このデータを、カカオを調達している生産者団体と共有し、森林破壊をさらに防止するための手順を伝えるために利用できるようにしていること。	地理的情報データが入手されていない。	一部の農場単位のみの地理的情報データが入手されている。	全農場単位でのデータが入手されており、かつ生産者組織とデータ共有がされていることが証明できる。		
Cocoa 3.4.8	3.2.0.12	ペイヤー	Cocoa	C	(カカオ)(ペイヤー、コンペイヤー)(2024年1月1日より適用)国際フェアトレードラベル機構に森林破壊防止に関する以下のデータを毎年報告すること: 調達先の農園単位の入手可能な地理的位置データ。(生産者組織の適切な承認を得る) データは、提供されたテンプレートとフォーマットで提出すること。	報告がなされていない。	部分的な報告がなされている。	国際フェアトレードラベル機構の解釈ノート(interpretation note)にしたがって、データは毎年報告されている。		
Cocoa 3.4.8	3.2.0.13	ペイヤー	Cocoa	C	(カカオ)(ペイヤー、コンペイヤー)(2025年1月1日より適用)森林減少防止・緩和支援に関する以下のデータを毎年国際フェアトレードラベル機構に報告すること: -過去1年間に生産者組織に提供された森林減少・劣化の防止・緩和のための支援の種類 -その推定金額 提供されたテンプレートとフォーマットで報告すること。	報告がなされていない。	部分的な報告がなされている。	データは毎年報告され、確認ページのコピーが年次報告の証拠として保管される。		
Cocoa 3.4.4	3.2.0.14	ペイヤー	Cocoa	C	(カカオ)(ペイヤー、コンペイヤー)(2025年1月1日より適用)直接または間接的に調達している生産者団体が、森林の減少や劣化を防止・緩和し、森林や植生を保全・回復するための計画を支援していること。	支援がなされていない。		支援は、直接またはパートナーシップを通じて、資金提供、データ共有、トレーニング、パートナーシップの促進および/または支援という形で提供される。		



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Coffee 3.1.5	3.2.0.15	ペイサー	Coffee	C	(コーヒー)(ペイサー、コンペイサー)(2025年1月1日より適用)(2025年1月1日より前に認証を受た、またはフェアトレード認証を申請したトレーダーについては、2026年1月1日より適用)森林および植生を保全するために、直接的または間接的に調達している生産者組織の森林減少および森林劣化リスク評価と緩和計画を支援すること。	支援がなされていない。	支援は、直接またはパートナーシップを通じて、資金提供、データ共有、トレーニング、パートナーシップの促進および／または支援という形で提供される。			
Coffee 3.1.7	3.2.0.16	ペイサー	Coffee	C	(コーヒー)(ペイサー、コンペイサー)(2025年1月1日より適用)(2025年1月1日より前に認証を取得した、またはフェアトレード認証を申請したトレーダーについては、2026年1月1日より適用)コーヒーを調達している農園の100%について、地理的位置データを入手可していること。最低限、以下のデータを入手していること。 - 4ヘクタール以上のコーヒー農園については、GPSによるボレゴンデータ - 4ヘクタール未満のコーヒー農園については、GPSによる位置情報。	位置情報データを入手していない。	位置情報は、一部の農場ユニットのみ入手している。	データの入手はすべての農場単位で可能であり、生産者組織とのデータ共有の証明も入手可能である。		
Coffee 3.1.9	3.2.0.17	ペイサー	Coffee	C	(コーヒー)(ペイサー、コンペイサー)(2025年1月1日より適用)(2025年1月1日より前に認証を取得した、またはフェアトレード認証を申請したトレーダーについては、2026年1月1日より適用)毎年、以下のデータを国際フェアトレードラベル機構に報告すること: 調達元の農場単位の入手可能な地理的位置データ(生産者組織の適切な承認を得た上で) 国際フェアトレードラベル機構が提供するテンプレートとフォーマットに従ってデータを提示する。	位置情報データが報告されていない。	データは毎年一部報告されているが、不正確である。(例えば、4ヘクタール以上の農場単位のボレゴンが報告されていない。)または、国際フェアトレードラベル機構が地理位置情報データ検証フォームで指摘した修正が行われていない。	データは毎年報告されており、かつ正確である。(例えば、4ヘクタール以上の農場単位についてボレゴンが報告されている)。また、国際フェアトレードラベル機構から確認のEメールが受信されている。		



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5	
Coffee 3.1.9	3.2.0.18	ペイサー	Coffee	C	(コーヒー) (ペイサー、コンペイサー)(2025年1月1日より適用)(2025年1月1日より前に認証を受け取った、または、フェアトレード認証を申請したトレーダーについては、2026年1月1日より適用)毎年、以下のデータを国際フェアトレーディング機関に報告すること。 - 森林破壊や森林劣化を防止し緩和するために、過去1年間に生産者組織に対して提供した支援の種類(その概算金額を含む)。 国際フェアトレーディング機関が提供するテンプレートとフォーマットに従ってデータを提示すること。	データが報告されていない。 データは毎年報告され、確認ページのコピーは年次報告の証拠として保管される。					
Cococa 3.1.12	3.2.0.19	ペイサー	Cocoa	C	(カカオ)(2025年7月1日より適用)(生産者組織から農家データを収集する輸出組織および輸入組織にのみ適用)認証事業者は、調達先の生産者組織に対し、トレーダーが現地の法律に従つて収集および処理した農家データへのアクセスを、要請から4週間以内、または現地の法律で定められた期間内に許可すること。認証事業者は、生産者組織とデータを共有するために、影響を受ける個人から適切なデータプライバシーの許可を取得している。	農家データへのアクセスが許可されていない、および/または適切なデータプライバシーの許可が取得されていない。		スケジュールに従って農家データへのアクセスが許可され、適切なデータプライバシーの許可を取得している。			
3.2.1	タイトル										
3.2.2	タイトル				Water Use						
3.2.3	タイトル				Energy Use						
3.2.4	タイトル				Waste Water Effluents						
3.2.5	タイトル				Emissions to Air						
3.2.6	タイトル				Waste						
4	タイトル				Business and Development						
4.1	タイトル				Contracts						
5.1.1, Fresh Fruit (SPO) 5.2.2 & 5.2.4, Fresh Fruit (HL) 5.4.2 & 5.4.4	4.1.0.01	ペイサー	ALL	M	(ペイサー、コンペイサー) フェアトレードプレミアムペイサーとコンペイサーは、トレーダー基準付属文書1および関連する產品基準に定義されたそれぞれ役割を果たすこと。もしくは、影響を受けるすべておらず、書面での合意も当事者(生産者を含む)と合意の上、別の取り決めをしてよい。取り決めに関する書類は、FLJに提出されていること。	認証事業者は、別の取り決めを定めようとしているが、関係者の合意を得られたそれぞれ役割を果たすこと。もしくは、影響を受けるすべておらず、書面での合意も当事者(生産者を含む)と合意の上、別の取り決めをしてよい。取り決めに関する書類は、FLJに提出されていること。	トレーダー基準付属文書1、または関連する產品基準で定められた役割を果たしている。もしくは、すべての関係者と書面で合意の上、別の取り決めがなされ、書類がFLJに提出されている。	すべての関係者の署名とともに、別の取り決めがなされた、かつ、FLJに報告している。			



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5	
5.1.2; 5.1.3	4.1.0.02	ペイヤー	ALL	M	<p>(ペイヤーとコンペイヤー)(花&植物、ガーナ産カカオには適用しない) ペイヤーとコンペイヤーは、生産者と(もしくはコンペイヤーと)認証原料(製品)の購入において、契約を結ばなくてはならない。契約は産業規制に則ったものであり、なおかつ下記項目を明確に記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合意された量 ・品質規格(製品・原料の説明や属性など) ・価格の要求事項に従って確定した価格 ・フェアトレード価格とフェアトレードプレミアムの調整が必要な場合、その計算方法 ・支払うべきフェアトレードプレミアムの合計(価格とは別に示されていること) ・誰がフェアトレード価格とフェアトレードプレミアムを支払う責任をもつか ・支払形式(透明でかつ追跡可能でなくてはならない) ・価格とプレミアムの支払いが、フェアトレード価格テーブルで決められている通貨と異なる通貨で支払われる場合、使用される為替レートの日付 ・(該当する場合)前払いの条件と額 ・品質問題が発生した場合の手順 ・国際通商条件(Incoterms)を使用する際の納品条件 ・產品別基準に沿った支払い条件 ・「不可抗力条項」の定義又は記載 ・裁判権適用に関する合意 ・その他の紛争を解決するための解決の方法 ・双方の契約当事者は、同等の契約終了の権利をもつこと ・(コートジボワールからのカカオを購入する場合)参照された価格とフェアトレード最低価格の差額を支払うこと(該当する場合) 	<p>フェアトレード生産者、またはコンペイヤーとの、購入契約書、またはフェアトレード製品の注文書はあるが、それらの書類には不備がある。</p>	<p>購入契約書、またはフェアトレード製品の注文書はあるが、それらの書類には不備がある。</p>	<p>売買契約書、または認証原料(製品)の注文書はあるが、それらの書類は生産者/コンペイヤーから合意されていない、もしくはどちらの署名もない。</p>			<p>売買契約書、または認証原料(製品)の注文書があり、それらの書類は生産者/コンペイヤーから合意されている。もしくは、どちらの署名もある。</p>
Prepared and preserved Fruit and Vegetables, Fresh 2.3.1 (SPO), 5.3.1 (HL) Vegetables 2.1.1 (SPO), 5.2.1 (HL)	4.1.0.03	ペイヤー	Dried Fruit, Dried Vegetables, Fresh Vegetables	M	<p>(ペイヤー)(ドライフルーツ、乾燥野菜、豆類を除く生鮮野菜)</p> <p>フェアトレードペイヤー(ペイヤー)は、生産者(またはコンペイヤー)との契約において、4.1.0.02に加え以下の事柄を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 契約日 - 認証事業者のFLO IDナンバー - 契約に不可欠なものとしてのフェアトレードへの参照 - 契約有効期限 - 商品説明 - 認証製品の購入量(最低、最大量、または固定量) - 調達計画のリファレンス - 注文システムの機能の説明 	<p>フェアトレード生産者、または輸出組織と、売買契約書はあるが、それらの書類は生産者から承認を受けていない、もしくは双方の署名がなされていない。</p>	<p>売買契約書、または注文書はあるが、それらの書類には不備がある。</p>	<p>売買契約書、または注文書はあるが、生産者から承認を受けていない、もしくは双方の署名がなされている。</p>			



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5	
Fresh Fruit 4.1.1 (SPO), 5.2.1 (HL)	4.1.0.04	ペイヤー	Fresh Fruit, Banana	C	(ペイヤー)(バナナを含む生鮮果物、ただしワイン用のぶどうを除く) 契約には、4.1.0.02 に加えて下記の事柄を含めること。 -operator's FLO ID number - minimum volume to be purchased and delivered on a weekly basis for perennial fruits and on a seasonal basis for seasonal fruits and volume projection for the duration of the contract - description of how the system of orders will function (when and how weekly/ single orders are confirmed) - responsible party for product labelling - rules for dead freight - non-Fairtrade payment terms and price mechanism in case of short falling sales and quality problems for each product - if applicable, a reference to additional or special packing material and services and related costs not included in the Fairtrade minimum price (e.g. for "clusterbags" or "parafilm").	認証製品について、生産者と、もしくは輸出組織と締結した書面での売買契約書がない。	書面での売買契約書、または注文書はあるが、それらの書類に不備がある。	書面での不備のない売買契約書、または注文書はあるが、書面にてサプライヤーから承認を受けていない、もしくは双方の署名がなされていない。	書面での不備のない売買契約書、または注文書があり、書面にてサプライヤーから承認を受けている、もしくは双方の署名がなされている。		
Coffee 2.2.5	4.1.0.05	ペイヤー	Coffee	C	(ペイヤー、コンペイヤー)(コーヒー)(通常よりも遅い納品スケジュールの要請を生産者・輸出組織にした場合※収穫後の3か月以上) 認証事業者は、認証事業者は通常よりも遅い納品スケジュールの要請をした場合、保管の費用、利息そして保険費用が認証事業者により支払われることを保証しなければならない。その詳細は契約書に記載されていること。	認証事業者が通常のよりも遅い納品スケジュールを要請した場合、保管の費用、利息そして保険費用が支払われていない、かつ、その費用の詳細が売買契約書に記載されていない。	通常の場合よりも遅い納品スケジュールの要請があつた場合について、保管の費用、利息そして保険費用と、合意された費用の詳細が売買契約書に記載されている。				



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5	
Coffee 2.2.3	4.1.0.06	ペイサー	Coffee	C	(ペイサー)(コーヒー)(後決め価格契約のみに適用)認証事業者は、価格設定が販売側(生産者)の意見に基づいて行われることを確実にすること。収穫期間に、双方のリスクを管理する手段として生産者とコンサルテーションが行われない限り、価格を決定するためにストップ・ロス・オーダーを適用してはいけない。	生産者と買い手の間で協議することなく、ストップ・ロス条項が適用されている。		生産者と買い手の間で協議され、ストップ・ロス条項が適用されている。			
Coffee 2.2.1	4.1.0.07	ペイサー	Coffee	C	(ペイサー、コンペイサー)(コーヒー)(生産者組織とのジャン決め価格契約のみに適用)認証事業者は、生産者とのジャン決め価格契約に同意する。ジャン決め価格契約は、生産社からの要求があった場合に適用される。認証事業者がジャン決め価格契約を締結するのは、下記の条件に該当する場合に結ぶことができる。 a) 決定価格での契約が有効でないオークションで購入する場合 b) 販売者が認証コーヒーの在庫がある時に契約に署名をする場合(例: 即時運搬(購入契約に署名してから3か月以内のもの)、もしくは、契約に署名する前に、出荷の許可を得たもの) c) 認証事業者と販売者の双方で書面によりその契約に合意した場合で、またリスクマネジメントの戦略として双方が合意した場合。 相互合意とリスクマネジメント戦略の詳細は、書面で確認すること。最低限以下の項目が定められること ・共有されるコスト構造 ・収穫結果に基づくソリューション ・生産者組織およびバイヤーの責任に関する条項 d) ジャン決め価格契約が国の法規に反する場合	4つの条件について、該当しているという書面の証拠がないにも関わらず、ジャン決め価格契約が締結されている。		ジャン決め価格契約が適用されるための4つの条件のうち、一つの証拠がある。			
Coffee 2.2.4	4.1.0.08	ペイサー	Coffee	C	(ペイサー、コンペイサー)(コーヒー)(仲介人が利用された場合のみ適用)仲介人の利用が、販売者と買い手との間の契約の中に明示されていること。	(コーヒー)仲介人が存在するという証拠はあるが、販売者と買い手の契約のなかに、そのことが明確に言及されていない。		(コーヒー)仲介人を介する(コーヒー)売り手と買い手(コーヒー)三者間(売り手買取契約書があり、そこにの間に、売買契約書が存する。かつ、仲介人について明確に言及されている。しかし、仲介人と買い手、もしくは仲介人と売り手の署名しかされていない。			



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Coffee 2.2.4	4.1.0.09	ペイヤー	Coffee	C	(ペイヤー、コンペイヤー)(コーヒー)(仲介人が利用された場合のみ適用) 契約において、仲介人サービスの利用を要求した認証事業者は、仲介人の手数料を支払うこと。	(コーヒー)仲介人の手数料が、仲介人サービスの利用を要求した認証事業者によって支払われていない。	(コーヒー)仲介人の手数料が、仲介人サービスの利用を要求した認証事業者によって支払われている。			
Flowers and Plants 5.2.2	4.1.0.11	ペイヤー	Flowers, Plants	C	(ペイヤー)(花および植物) 最終の発注は文書にて確認されること。オークションで購入する場合は、生産者に文書で最終的な購入を確認していること。	最終の発注が、文書にて確認されていない。		最終の発注が、文書にて確認されている(例:メール)。		
Oil Seeds and Oleaginous fruit 2.3.1	4.1.0.12	ペイヤー	Soybeans	C	(ペイヤー)(大豆) 生産者との契約書には、回避できないGMO混入に関し、該当する国内または国際基準の範囲内(いずれか厳しい方)である場合に限り認められること、またどちらの規定が適用されるかを明記すること。	(大豆)生産者との契約書に、回避できないGMOの混入に関し、該当する国内または国際基準の範囲内(いずれか厳しい方)に限り許容されることが、売買契約書に記載されていない。またどちらの基準が適用されるかが明記に記載されない。	(大豆)生産者との契約書には、回避できないGMO混入に関し、該当する国内または国際基準の範囲内(いずれか厳しい方)である場合に限り許可されることが、またどちらの規定が適用されるかについて明記されている。			
Fresh Fruit 4.1.2 (SF 4.1.0.13	ペイヤー	Oranges		C	(最初の購入者)(ジュース用オレンジ) Contracts between producers and buyers additionally include price to be paid and calculation used for defining price for orange juice equivalent. The contract mentions that the price calculation for oranges for juice will be defined according to the yield, as identified in the preliminary analysis report, and the name of the responsible party paying the Fairtrade Premium to producers.	(ジュース用オレンジ)生産者と買い手の間の契約に、支払われる価格と、同等のオレンジジュースの価格を決定するために使用される計算が記載されていない。 契約に、事前分析報告で示される歩留まりに基づいて、ジュース、ジュース用オレンジの価格が決定されることが記載されている。	(ジュース用オレンジ)生産者と買い手の間の契約には、支払われる価格と、同等のオレンジジュースの価格を決定するために使用される計算を記載されている。契約は、事前分析報告で示される歩留まりに基づき、ジュース用オレンジの価格が決定されることが記載されている。			
Fresh Fruit 4.1.2 (SP 4.1.0.14	ペイヤー	Oranges		C	(最初の購入者)(ジュース用オレンジ) 利用できるのであれば、ジュース用オレンジの配送ごとに事前分析報告書が、契約書に添付されなくてはならない。 加えて、その報告書は、果実の配送後7日以内に生産者に提供されなくてはならない。	(ジュース用オレンジ)利用できるにも関わらず、ジュース用オレンジの配送ごとに事前分析報告書が、契約書に添付されていない。 加えて、その報告書は、果実の配送後7日以内に生産者に提供されていない。	(ジュース用オレンジ)ジュース用オレンジの配送ごとに事前分析報告書が、契約書に添付されている。 加えて、その報告書は、果実の配送後7日以内に生産者に提供されている。			



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
5.1.6	4.1.0.25	ペイヤー	ALL	C	(生産者からの最初の購入者)(契約書に記載された数量を供給/購入することができない例外的な、予測できない状況に至った場合に適用) すみやかに供給者に通知し、解決策を積極的に探すこと。	サプライヤー/買い手から通知はされたが、解決策は立てられていない。	サプライヤー/買い手に、口述で(会議のなかで、もしくは電話で)通知がされた。かつ、契約の再交渉が行われた、もしくは解決策を積極的に探している。	サプライヤー/買い手から通知がされた、かつ、契約の再交渉が行われた、もしくは解決策を積極的に探している。		
5.1.8	4.1.0.26	ペイヤー、製造、卸	All	V	(カカオには適用しない)認証事業者は、生産者に対して長期的なコミットメント(二期的なコミットメントをするか、もしくは、(供給者側が生産年以上)がされていない。者と長期契約を結ぶよう)供給者と長期的なコミットメントをすること。		二年以上の長期的なコミットメントが、書面で、生産者と、もしくはサプライヤーと直接されている。			ランク3に加え、継続的に長期的なコミットメントを履行している。
5.1.9	4.1.0.27	ペイヤー	ALL	V	(ペイヤー、コンペイヤー) 生産者、価格・プレミアムのペイヤー、コンベヤーとの間に、三者間契約を締結すること。もしくは、コンベイヤーとフェアトレードペイヤーとの間で締結した契約について、生産者と内容を共有すること。	生産者、価格・プレミアム支払者、コンベヤーとの間に、三者間契約を締結していない。もしくは、輸出入業者との契約について、生産者と内容を共有していない。	生産者、価格・プレミアム支払者、コンベヤーとの間に、三者間契約を締結しているが、三者全員の署名がされていない、もしくは、輸出入業者との契約について、生産者と内容を共有している。			生産者、価格・プレミアム支払者、コンベヤーとの間に、三者間契約を締結している。かつ、全員の署名がされている。
Cocoa 4.5.2	4.1.0.32	ペイヤー、製造、卸	Cocoa	V	(カカオ)複数年にわたるコカオの調達に関する相互のコミットメントに基づいて、生産者との長期的なパートナーシップを約束すること。また、プレミアムの活用について情報に基づいた意思決定を生産者が行うために持続可能な優先度についてコミュニケーションすること。.	長期的なコミットメントではなく、持続可能性の優先事項に関するコミュニケーションがなされていない。		3年間(またはそれ以上)の期間の生産者との長期的なコミットメントについての書面がある。また、持続可能性に関する売る優先事項に対して、定期的な意見交換が行われている。		ランク3に加え、i生産者、ペイヤー、ブランドオーナーを含む三者パートナーシップ契約がある。
Cocoa 4.1.1	4.1.0.33	ペイヤー	Cocoa	C	(カカオ)(ペイヤー、コンベイヤー)公式価格が国政府によって設定されていない限り、契約書にニューヨーク(ICE FUTURES US)またはロンドン(ICE FUTURES EUROPE)が市場価格の参照先として記載されていること。	政府によって設定されていない場合、市場価格に関する参照先がない。		契約に記載のない情報源について合意された証拠がある。(メールなど)		情報源に関する書面による合意は、署名された売買契約書に記載されている。



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
5.1.7	4.1.0.34	ペイヤー、製造、卸	ALL	C	(生産者にトレーニングやその他の支援活動などのサービスを提供する場合に適用される)料金を含むすべての条件について事前に生産者と書面で同意すること。	事前が合意ない。および/または、書面による合意がない。および/または、手数料を含むすべての合意すべき条件が含まれていない。		料金を含むすべての契約条件について、事前に書面で合意に達したことを示す証拠がある。		
5.1.7	4.1.0.35	ペイヤー、製造、卸	ALL	C	(生産者にトレーニングやその他の支援活動などのサービスを提供する場合に適用される)生産者にサービス(訓練やその他の支援活動など)や料金を受け入れるよう圧力をかけたり、サービスの受け入れを認証原料の購入条件にしない。	生産者がサービスや料金を受け入れるように圧力をかけられているという証拠、および/または、サービスの受け入れが購入の条件であったという証拠が存在する。		生産者がサービスや料金を受け入れるように圧力をかけられているという証拠、および/または、サービスの受け入れが購入の条件であったという証拠がない。		
Cocoa 4.1.3	4.1.0.36	ペイヤー、製造、卸	ALL	C	(カカオ)カカオ製品をフェアトレードとして販売する場合、必ず契約書に支払われるべきプレミアムの金額、および該当する場合はオーガニック価格の上乗せ分を、認証カカオ(該当する場合)の合意販売価格とは別に表示されること。	売買契約にプレミアムとオーガニックの上乗せ分(該当する場合)の金額が、個別に表示されていない。		売買契約に、プレミアムおよびオーガニック上乗せ分(該当する場合)の内訳が、明確に個々に表示されている。		
Cocoa 4.1.4	4.1.0.37	ペイヤー	Cocoa	C	(カカオ)(ペイヤー、コンペイヤー)(2019年10月から適用)(生産者団体またはコンペイヤーから有機認証カカオ製品を購入する場合にのみ適用可能)生産者組織(または該当する場合はコンペイヤー)との購買契約において、支払うべき有機の上乗せ金額を、価格とは別に明記すること。	売買契約にオーガニック上乗せ分の金額が表示されていない。		売買契約に、オーガニック上乗せ分(該当する場合)の内訳が、明確に表示されている。		
Coffee 4.1.1	4.1.0.39	ペイヤー	Coffee	C	(ペイヤー、コンペイヤー)(コーヒー)購入時の契約において、価格差となる優れた品質、国別の差額、有機の差額(該当する場合)、フェアトレードプレミアムを明確に示していること。	プレミアム、オーガニック・ディファレンシャル(該当する場合)の追加価格差が、購入契約書に分けて記載されていない。		プレミアム、オーガニック・ディファレンシャル(該当する場合)の追加価格差が、購入契約書に分けて記載されている。		



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Coffee 2.2.9	4.1.0.41	ペイヤー	Coffee	C	(ペイヤー、コンペイヤー)(コーヒー) 生産者またはコンペイヤー(該当する場合)と、ド認証コーヒーの購入契約を締結すること。契約には、各国および業界の規制に従うほか、以下の事項も記載する。 - 小規模生産者から購入するコーヒーの形態または段階(輸出可能な生豆、バーチメント)(すなわち、主要製品および副産物の所有権の移転) - 購入するコーヒーの水分含有量(パーセント)(該当する場合) - 小規模生産者に提供するサービスの詳細(該当する場合) - 價格リスク管理戦略の条件(該当する場合) 購入者としてコーヒーを加工(ミリング)する場合は、コーヒーの収量や品質仕様などの、post-milling reportが利用可能になり次第、生産者組織と共有すること。	生産者またはフェアトレード認証取得コンペイヤーとの、国際フェアトレード認証 製品に関する書面による購入契約または発注書が存在しない、あるいは(コーヒーを加工する場合は)生産者組織とpost-milling reportが共有されていない。	書面による購入契約または発注書はあるが、不完全である。	書面による完全な購入契約または発注書が存在するが、生産者/コンペイヤーによる確認(発注書)または両当事者による連署(購入契約)がない、かつ(コーヒーを加工する場合)生産者組織と共有されたpost-milling reportがない。.	書面による完全な購入契約または購入注文書が存在し、生産者/コンペイヤー(購入注文書)による書面による確認、または両当事者による連署(購入契約)があり、かつ(コーヒーを加工する場合)生産者組織と共有されたpost-milling reportがある。	
Coffee 2.2.6	4.1.0.42	ペイヤー	Coffee	C	(ペイヤー、コンペイヤー)(コーヒー)(FOBレベルで生豆として輸出可能なコーヒーを購入しない場合にのみ適用できる) 生産者との契約(または該当する場合はコンペイヤー)に、価格計算の詳細な内訳(差引価格または追加価格の明細、その値、および加工される場合の換算レート)を記載すること。	生産者組織またはコンペイヤーとの契約に、価格計算の詳細な内訳が記載されていない。	生産者組織またはコンペイヤーとの契約に、価格計算の詳細な内訳が記載されている。			
Coffee 4.1.2	4.1.0.43	ペイヤー	Coffee	C	(ペイヤー、コンペイヤー)(コーヒー)(法律によりオークションを通過しなければならない場合のみ適用)輸入者として、輸出者が関連コストをカバーするための妥当なマージンを輸出者と合意すること。	合理的なマージンに関する取り決めがない。	合理的なマージンに関する取り決めがある。			
Tea (SPO) 4.1.1 & Tea (HL) 5.3.1	4.1.0.44	ペイヤー	tea	C	(ペイヤー、コンペイヤー)(茶) 販売請求書に該当する「インスタントティー／オーガニックインスタントティー」「有機インスタントティー」を明記し、明確性と透明性のために、市販価格とフェアトレードプレミアムを別々の項目として詳述すること。	インスタントティー／オーガニックインスタントティーの区別がなく、請求書にも製品価格とフェアトレードプレミアムが明記されていない。	請求書にインスタントティー／有機インスタントティーの表示と、製品価格とフェアトレードプレミアムが明記されている。			



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
	4.2 タイトル				Price and Fairtrade Premium					
5.2.1, 5.2.2, Cocoa 5.2.1	4.2.0.01	ペイヤー	ALL	M	(ペイヤー、コンペイヤー) 少なくとも、関係する市場価格、または、価格データベースによって決められたフェアトレード最低価格のうち高額な方を、生産者(またはコンペイヤー)に支払うこと。	フェアトレード最低価格以下の、もしくは関係する市場価格が決まっている場合に、生産者(またはコンペイヤー)に支払うこと。	生産者から購入する製品の価格は、適切なフェアトレード最低価格(または市場価格)に基づいて計算されているが、実際に生産者に支払われる価格は、現地市場価格以下である。	フェアトレード最低価格の支払いもしくは関連する市場価格(どちらか高額な方)が支払われている。		
5.2.1	4.2.0.02	ペイヤー	ALL	C	(ペイヤー、コンペイヤー)(サトウキビ糖には適用されない) 市場価格の情報源について、生産者と合意すること。可能であれば、産品別基準で示されている市場価格の参照を使用すること。	購入者と生産者間で、市場価格の情報が共有されていない。	市場価格の情報源が、定期的に共有され合意されている証拠書類(メールなど)がある。			ランク3に加え、書面での市場価格の情報源について合意した双方の署名のある売買契約、もしくはサプライヤーから承認を得たと示す書面での発注書がある。
5.2.1	4.2.0.03	ペイヤー	ALL	C	(ペイヤー、コンペイヤー) もし認証原料(製品)に対して支払う価格が、関係する市場価格から著しく逸脱している場合、理論的根拠又は理由を提出することができる。	市場価格から著しく逸脱している理論的根拠又は理由を提出できない。	支払う価格が関係する市場価格から著しく逸脱していることについて、適切な理論的根拠又は理由がサプライヤーに提出されている(例:メールなど)、かつ、それは適切である。	支払う価格が関係する市場価格から著しく逸脱していることについて、理論的根拠又は理由がサプライヤーに提出されない。もしくは、生産者から合意を得ていない。		サプライヤーに、双方の署名がなされた売買契約書、もしくは、サプライヤーから承認を得た発注書に、理論的根拠又は理由が記されている。かつ、それは適切である。
5.2.2	4.2.0.04	ペイヤー	ALL	M	(ペイヤー) 最低価格について、品質に対しての値引きをしてはならない。フェアトレード最低価格は、文字通り最低である。	フェアトレード最低価格より支払が低い。	最低価格の支払いについて、品質に対する値引きがされていない。	最低価格の支払い、かつ、品質に対する値引きがされない。		最低価格の支払いかつ、高品質のものに上乗せの支払いがされている。
5.2.2	4.2.0.05	ペイヤー	ALL	C	(ペイヤー)(フェアトレード価格の差異を計算する際、コンペイヤーに適用される) 新しいフェアトレード最低価格は、価格データベースで示されている適用日以降に締結される契約より適用される。その適用日以前に締結された契約は、契約書で決められた価格が尊重される。	価格データベースに示された適用日以降に結ばれた新しいフェアトレード最低価格は、価格データベースで示されている適用日以降に、新しいフェアトレード最低価格が適用される。その適用日以前に締結された契約は、契約書で決められた価格が尊重される。	新しいフェアトレード最低価格が、価格データベースに示された適用日以降に結ばれたすべての契約において適用されているが、すべてではない。	新しいフェアトレード最低価格が、価格データベースに示された適用日以降に結ばれたすべての契約において適用されているが、すべてではない。	新しいフェアトレード最低価格が、新しい価格が公表された後、しかし価格データベースに示された適用日以降に結ばれたいくつかの契約にばれたすべての契約において適用されているが、すべてではない。	新しいフェアトレード最低価格が、新しい価格が公表された後、しかし価格データベースに示された適用日以降に結ばれたすべての契約において適用されている。



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5	
5.2.3; 5.1.3	4.2.0.06	ペイヤー	ALL	C	(ペイヤー)(フェアトレード価格の差異を計算する際、コンペイヤーに適用される)(ガーナまたはコートジボワールからのカカオを購入する場合、オレンジジュース用オレンジには適用されない) 購入しようとする価格に対し、フェアトレード最低価格がサプライチェーンの中の異なるレベルで設定されている場合(異なる製品形状、異なる取引条件)、状況に応じてフェアトレード最低価格を調整する。計算方法は透明性を持ち、かつ、実際のコストを反映させること。	フェアトレード最低価格がサプライチェーンの中の異なるレベルで設定されているにも関わらず、調整がまったくされていない。	最低価格に関する調整が行われているが、計算方法は透明性を持つものの、実際性を持ち、実際のコストを反映させていない。	最低価格が調整されているが、かつ、計算方法は透明性を持つものの、実際性を持ち、実際のコストを反映させていない。	最低価格が調整されているが、かつ、計算方法は透明性を持つものの、実際性を持ち、実際のコストを反映させていない。	最低価格が調整されているが、かつ、計算方法は透明性を持つものの、実際性を持ち、実際のコストを反映させていない。	最低価格が調整されているが、かつ、計算方法は透明性を持つものの、実際性を持ち、実際のコストを反映させていない。
5.2.3	4.2.0.07	ペイヤー	ALL	C	(ペイヤー)(フェアトレード価格の差異を計算する際、コンペイヤーに適用される)(ガーナまたはコートジボワールからのカカオを購入する際には適用されない) 生産者がフェアトレード最低価格に含まれていない、追加コストのかかる責任を有している場合(例:パッキング)、フェアトレード最低価格を計算する際にそれらのコストを考慮すること。 適用されるフェアトレード最低価格は、フェアトレード最低価格に生産者が責任をもつコストを加えたものになる。	最低価格を計算する際に、生産者が追加コストのかかる責任を有している場合、それらのコストが考慮されていない。	最低価格を計算する際に、生産者が追加コストのかかる責任を有している場合、それらのコストが考慮されている、しかし、計算方法は計算方法は透明性を持つものの、実際のコストが反映されていない。	最低価格を計算する際に、生産者が追加コストのかかる責任を有している場合、それらのコストが考慮されている、しかし、計算方法は計算方法は透明性を持つものの、実際のコストが反映されている。	最低価格を計算する際に、生産者が追加コストのかかる責任を有している場合、それらのコストが考慮されている、しかし、計算方法は計算方法は透明性を持つものの、実際のコストが反映されている。	最低価格を計算する際に、生産者が追加コストのかかる責任を有している場合、それらのコストが考慮されている、しかし、計算方法は計算方法は透明性を持つものの、実際のコストが反映されている。	最低価格を計算する際に、生産者が追加コストのかかる責任を有している場合、それらのコストが考慮されている、しかし、計算方法は計算方法は透明性を持つものの、実際のコストが反映されている。
5.2.4	4.2.0.08	ペイヤー	ALL	C	(ペイヤー)(生産国内で販売するために生産者から認証製品を購入する場合)(ガーナまたはコートジボワールからのカカオを購入する際には適用されない) 少なくともEx Works条件のフェアトレード最低価格を支払うこと(もし存在する場合)。FOB条件のフェアトレード最低価格しか存在しない場合、生産者が販売するレベルでのフェアトレード最低価格を算出するために、実際の輸送と輸出コストを価格から減額することができる。	Ex Works条件のフェアトレード最低価格以下の支払いがされている、またはFOB条件のフェアトレード最低価格の支払いであるが、実際の輸送と輸出コストを価格から減額する際の計算に透明性がなく、実際のコストを反映していない。	Ex Works条件のフェアトレード最低価格での支払い、もしくは、FOB条件のフェアトレード最低価格の支払いで、実際の輸送と輸出コストを価格から減額する際の計算が、透明性を持ち実際のコストを反映している。	Ex Works条件のフェアトレード最低価格での支払い、もしくは、FOB条件のフェアトレード最低価格の支払いで、実際の輸送と輸出コストを価格から減額する際の計算が、透明性を持ち実際のコストを反映している。	Ex Works条件のフェアトレード最低価格での支払い、もしくは、FOB条件のフェアトレード最低価格の支払いで、実際の輸送と輸出コストを価格から減額する際の計算が、透明性を持ち実際のコストを反映している。	ランク3に加え、認証製品に付けられた価格が、常に、適切なフェアトレード価格より上回っている。	



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
5.2.5 & Cocoa 5.2.4	4.2.0.09	ペイヤー	ALL	C	(ペイヤー)(生産者から加工された原料(製品)を購入する場合で、フェアトレード最低価格の設定が原産品しか存在せず、加工原料(製品)には設定が無い場合)加工された原料の価格を算出する際に、生産者の加工コストと生産の歩留りを考慮すること。この価格には、少なくともすべての認証原料(製品)のフェアトレード最低価格と加工コストが含まれていること。	生産者の加工コストと生産の歩留りが考慮されていない、かつ、すべての認証原料(製品)の価格と加工コストの価格が最低価格を上回っていない。もしくは加工された形状のフェアトレード最低価格が適用されていない。	生産者の加工コストと生産の歩留りが考慮されている、かつ、すべての認証原料(製品)の価格と加工コストの価格が最低価格を上回っている、もしくは、加工された形状の正しいフェアトレード最低価格が適用されている(該当する場合)。	生産者の加工コストと生産の歩留りが考慮されている、かつ、すべての認証原料(製品)の価格と加工コストの価格が最低価格を上回っている。もしくはサプライヤーの承認を受けた発注書において合意がなされている。		
Nuts 4.3.6	4.2.0.12	ペイヤー	Cashew Nuts from Africa	C	(ペイヤー)(生産国での最初の購入者)(アフリカ産のかシューナッツ)(フェアトレード最低価格が、市場価格より高い場合に適用) 買い手は購入したナッツの80%以上に対して、フェアトレード最低価格を支払うこと。その残りの量(フェアトレードとして購入した合計量のうち最大でも20%)は、市場価格で取引してもよい。80%以上のナッツ(あるいは、そこからされる種子)をフェアトレード認証製品として売る場合、フェアトレード最低価格と市場価格の差を、フェアトレードとして販売された数量に応じて、生産者に支払うこと。	いいえ	はい			
Nuts 4.3.6	4.2.0.13	ペイヤー	Cashew Nuts from Africa	C	(ペイヤー)(アフリカ産のかシューナッツ) 生のかシューナッツを輸入する場合、フェアトレード最低価格、もしくは市場価格のうち高い方を支払うこと。また、購入した生のかシューナッツのすべてに対し、プレミアムを支払わなくてはならない。 さらに、フェアトレードとして販売された種子の輸送や加工コストが差し引かれたFOB相当価格が、支払われる生のかシューナッツのフェアトレード最低価格のより高くなる場合、その差額を生産者に支払うこと。	いいえ	はい			



FLOCERT
assuring fairness

NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

Certifier for



Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5	
5.2.7; 5.1.3	4.2.0.16	ペイヤー	ALL	M	(ペイヤー) 認証事業者は、関係する生産者(もしくは、コンペイヤー、該当する場合にはフェアトレードプレミアム委員会)に、購入した認証原料(製品)の価格に上乗せして、フェアトレード価格リストで定められたフェアトレードプレミアムを支払うこと。プレミアムはいかなる値引きをしてはならない。	フェアトレードプレミアムの支払いがされていない。または、プレミアムの支払いが認証が取消されたサプライヤーに支払われている。	フェアトレードプレミアムの支払いが不十分である。	フェアトレードプレミアムの支払いが完全にされている。		設定価格より高額のフェアトレードプレミアムの支払いが、完全にされている。	
5.2.9	4.2.0.19	ペイヤー	ALL	C	(ペイヤー) 生産者から加工原料(製品)を購入する場合で、個々の原料のプレミアムしか決められていない場合、適用されるプレミアムはすべての認証原料のプレミアムの合計になる。	フェアトレードプレミアムの支払いが、すべての認証原料のプレミアムの合計になっていない。		フェアトレードプレミアムの支払いが、すべての認証原料のプレミアムの合計になっている。			
Nuts 4.3.6	4.2.0.20	ペイヤー	Cashew Nuts from Africa	C	(ペイヤー)(生産国内での、生産者からの最初の購入者) いいえ (アフリカ産のカシューナッツ) 認証事業者は、フェアトレードプレミアムを支払うにあたって、その額がナツツの購入量の80%以下であってはならない。もし、80%以上のナツツ(またはそこからとれる種)をフェアトレード製品として販売する場合、販売するフェアトレード製品の量に応じて、フェアトレードプレミアムを生産者に支払うこと。			はい			



FLOCERT
assuring fairness

NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

Certifier for



Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Fresh Fruit 4.2.3 (SP 4.2.0.21)	4.2.0.21	ペイヤー	Oranges	C	(ペイヤー)(ジュース用オレンジ、オレンジジュース) FOBの場合のオレンジジュースのフェアトレードプレミアム は、生産者組織がジュース用オレンジを販売するときの フェアトレードプレミアムが適用される。フェアトレードプレミ アムは、製造業者や輸出業者が販売するオレンジジュー スの合計量に基づいて、生産者組織に、FOBのオレンジ ジュースとして支払われること。	いいえ		はい		
Prepared and preserved Fruit and Vegetables (4.3.1)	4.2.0.26	ペイヤー	Dried Fruit	C	(ペイヤー)(契約生産組織から調達された、有機と一般の 乾燥アプリコットのみに適用) Ex Worksレベルの価格は、プロモーション組織に払われる る、認証にかかるコスト(一般生産で1kgあたり0.01英ポン ド、有機生産で1kgあたり0.03英ポンド)を含むこと。 認証にかかるコストは、各生産者に払われる価格から差し 引かれること。すなわち、フェアトレード最低価格、もしくは 市場価格の高額な方から、差し引かれること。	いいえ		はい		
Nuts 4.3.2	4.2.0.27	ペイヤー	Nuts	C	(ペイヤー)(パキスタンの契約生産組織から調達された、 アーモンド、アプリコットの種、くるみのみに適用)EX Worksレベルの価格は、プロモーション組織に払われる認 証コスト(コンベンショナル1kgあたり0.01英ポンド、有機で 1kgあたり0.03英ポンド)を含むこと。 認証にかかるコストは、各生産者に払われる価格から差し 引かれること。すなわち、フェアトレード最低価格、もしくは 市場価格の高額な方から、差し引かれること。	いいえ		はい		
Cane sugar 4.4.4	4.2.0.32	ペイヤー	Sugar	C	(Payer) (Cane sugar) (Applicable when payment of premium is made to multiple producers supplying the same mill.) You pay the premium according to the information provided by the mill/exporter.	Premium is not paid.	Premium payment is made but not according to the information provided.	Premium payment is made according to the information provided.	RANK 3 AND the company proactively requests the necessary information if not directly provided by the mill/exporter	



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Product Standards	4.2.0.33	ペイヤー	All	M	(ペイヤー)セカンダリープロダクトとその派生品の価格が取り決められ、加えて決定価格の15%がプレミアムとして支払われること。 オレンジジュースのセカンダリープロダクト(フルーツの皮など)は、交渉価格の10%がプレアミアムとして追加で支払われていること。	いいえ		はい		
5.2.1	4.2.0.34	ペイヤー	ALL	M	(ペイヤー)二次製品(主製品に加えて生産プロセスから出てくる製品)とそのデリバティブの価格は、交渉によって決定する。フェアトレードプレミアムは交渉価格の15%が追加で支払われること。オレンジジュースの二次製品(オレンジジュース)に対しては、交渉価格の10%のフェアトレードプレミアムが追加で支払われる。	いいえ		はい		
Cocoa 4.2.2 & 4.2.3	4.2.0.35	ペイヤー	Cocoa	C	(ペイヤー、コンペイヤー)(カカオ)(ガーナおよびコートジボワールからの購入する際に適用)市場基準価格(CocabodまたはCCC)がフェアトレード最低価格を下回っている場合、フェアトレード最低価格と市場価格基準(コンペイヤーの場合はペイヤーから受け取った場合)の差額を生産者、またはコンペイヤー(該当する場合)に支払う。	No payment of price differential in case the Fairtrade Minimum Price is higher OR price differential deducted from Fairtrade Premium		Payment of price differential in case the Fairtrade Minimum Price is higher AND no deduction from payment of Fairtrade Premium		
Cocoa 4.2.4	4.2.0.37	ペイヤー	Cocoa	C	(カカオ)(ペイヤー)(2019年10月より適用される)(生産者組織から中間製品を購入する場合にのみ適用される)生産者と半加工品の価格を交渉すること。フェアトレード最低価格は、生産者が算出した平均加工歩留まりを用いて算出される。生産者がこの情報を入手できない場合のみ、4.2.5(ココア製品基準)の豆からの加工歩留まりが適用される。 ココア・リカーアクアマスクについて、交渉価格は少なくとも生産者レベルでの2688米ドル/MT(非有機)に、すべての関連加工費と該当する場合は輸出費を加えたものとする。 ココアバターとココアパウダーについては、交渉価格は関連市場価格に基づくこと。	Negotiated price is below cocoa beans reference values of USD 2688/ MT (for conventional) at producers' level plus all relevant processing and exporting costs (using average processing yield calculated by the producer).		Negotiated price is based on cocoa beans reference values of USD 2688/MT (for conventional) at producers' level plus all relevant processing and exporting costs (using average processing yield calculated by the producer).		Negotiated price is above cocoa beans reference values of USD 2688/MT (for conventional) at producers' level plus all relevant processing and exporting costs (using average processing yield calculated by the producer).



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5	
Cocoa 4.2.5	4.2.0.38	ペイヤー	Cocoa	C	(カカオ) (ペイヤー) (2019年10月より適用される) (生産者組織から中間製品を購入する場合にのみ適用される) 生産者によって算出された平均加工歩留まりから算出されたフェアトレード・プレミアムを支払うこと。この情報が生産者に提供されていない場合のみ、4.2.5項(カカオ產品基準)の規定が適用される。	Fairtrade Premium paid is below calculated average processing yield OR below figures as per 4.2.5 (Cocoa product standard)			Fairtrade Premium paid is based on calculated average processing yield OR based on figures as per 4.2.5 (Cocoa product standard)		
FLOCERT Requirement	4.2.0.39	ペイヤー	Cotton	C	(ペイヤー、コンペイヤー)(コットン)(インド)(フェアトレードオーガニックコットンのパイロットに参加している場合に適用) You pay the organic differential of 0.03 EUR/kg (2.50 INR/kg of seed cotton) and you specify the organic differential in the purchase contract with your supplier.	いいえ		はい			
Coffee 2.2.6	4.2.0.40	ペイヤー	Coffee	C	(ペイヤー、コンペイヤー)(コーヒー)(FOBレベルで輸出可能な生豆を購入しない場合にのみ適用される) フェアトレード最低価格に含まれるコストのみを差し引きで発行する一般的なガイダンスを参照すること。	Deduction of costs which are not included in the Fairtrade Minimum Price AND/OR discounts made on the Fairtrade Premium		Deduction of costs which are included in the Fairtrade Minimum Price AND no discounts made on the Fairtrade Premium			



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5		
Coffee 4.1.1	4.2.0.41	ペイヤー	Coffee	C	(ペイヤー、コンペイヤー)(コーヒー)コーヒーの市場価格がフェアトレード最低価格よりも高い場合、トレーダーと生産者は、以下の市場価格の参照先を使用して、コーヒーの価格を合意すること。 NYC(アラビカ)またはロンドンRC(ロブスター)プラスprevailing differential。参照市場価格は、フェアトレードの最低価格を下回ることは決してない。prevailing differentialとは、その国・グレードのコーヒー豆の主要市場における平均的な価格差または幅を指す。生産者と買付者は、非認証コーヒーの主な市場における differential を基準に、実際の品質、出荷時期、物流、リスク、入手可能性を考慮して differential を合意する。マイナス差は、フェアトレード最低価格には適用できない。 オーガニック(differential)とフェアトレードプレミアムは、フェアトレード最低価格・プレミアム表で定義されているレベルを下回ることは決してない。フェアトレードプレミアムとオーガニックディファレンシャル(オーガニックコーヒーの場合)は契約において価格に追加されるが、prevailing differential から明確に分離され、その価値に関わらず交渉の対象とはならない。 従い、フェアトレードコーヒー価格は以下のように決定される: 参照市場価格(NYC(アラビカ)またはロンドンRC(ロブスター)プラスprevailing differentialまたはフェアトレードの最低価格(どちらが高い方に加えて、フェアトレードオーガニックディファレンシャル(オーガニックコーヒーの場合)とフェアトレードプレミアム	NYC(アラビカ)またはロンドンRC(ロブスター)以外の他の参照の使用している。かつまたは、合意された価格は最低価格より低い、かつまたは、プレミアム、オーガニックディファレンシャル(該当する場合)の内訳がなされている。	市場価格の正しい参照が使用されている、かつ最低価格を下回る価格での契約がない、かつプレミアム、オーガニックディファレンシャル(該当する場合)の内訳がなされている。					
Flowers and Plants 5.4.1	4.2.0.46	ペイヤー	Flowers and Plants	C	(花・植物) (ペイヤー) 支払価格は生産者と交渉して決定されていること。	支払価格は交渉の対象ではなく、一方的に決定された。		価格は、両当事者で交渉して決定された。				
	4.3	タイトル			Timely Payment							



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Cane Sugar 4.3.2, 4.1.2; Cocoa 4.3.1, 4.3.6; Coffee 4.2.1 & 4.2.2; Honey 4.1.1	4.3.0.02	ペイヤー	Sugar, Cocoa, Coffee, Honey	C	(ペイヤー)認証事業者は、認証原料(製品)に対して、生産者(該当する場合にはコンペイヤー)に、プレミアム、有機に適用される上乗せ分(該当する場合)、認証原料の価格差(該当する場合)をタイムリーに支払うこと。また、以下の条件を満たすこと。 - (サトウキビ糖、はちみつ)所有権の移行を示す書類の受領後、30日(カレンダー)以内 - (レトロ認証の砂糖)(フェアトレードプレミアム)生産者と四半期毎の支払について合意されていない場合、フェアトレードペイヤーがレトロ認証の詳細を生産者に通知した後、30日(カレンダー)以内。 - (カカオ、コーヒー)所有権の移行を示す書類の受領後、15日(カレンダー)以内	規定された期限内に支払われた。しかし、10%以上の割合で基準を逸脱した支払いがある、もしくは基準で定められた期間の2倍以上以上遅れている支払いがない。	規定された期限内に支払われた。しかし、10%以上の割合で基準を逸脱した支払いがある、もしくは基準で定められた期間の2倍以上以上遅れている支払いがある。	規定された期限内に支払われた。しかし、10%以上の割合で基準を逸脱した支払いがある、もしくは基準で定められた期間の2倍以上以上遅れている支払いがない。	規定された期限内に支払われた。しかし、10%以下の割合で、基準を逸脱した支払いがある。または、基準で定められた期間の2倍以上以上遅れている支払いがない。	すべての取り引きにおいて、フェアトレード認証製品の受け取り、もしくは所有権移行書類受領のどちらか早い方がなされたあと、すぐに支払いが行われた。
Tea (SPO) 4.2.1 & 4.2.3, Tea (HL) 5.3.2 & 5.3.3	4.3.0.03	ペイヤー	Tea	C	(ペイヤー)(茶)認証事業者は、認証原料(製品)に対して、生産者(該当する場合にはコンペイヤー)に、価格、且つ/またはフェアトレードプレミアムをタイムリーに支払うこと。また、以下の条件を満たすこと。 - 所有权の移行を示す標準的な書類の受領後、30日(カレンダー)以内。契約書に規定され、茶の取引において慣習となっている書類を提示すること。 - (フェアトレードプレミアム)生産者と合意した場合、請求書を受領した、もしくはレトロ認証事前通知書を確認した月の翌月末まで。	規定された期限内に支払われた。しかし、10%以上の割合で基準を逸脱した支払いがある、もしくは基準で定められた期間の2倍以上以上遅れている支払いがある。	規定された期限内に支払われた。しかし、10%以上の割合で基準を逸脱した支払いがある、もしくは基準で定められた期間の2倍以上以上遅れている支払いがない。	規定された期限内に支払われた。しかし、10%以下の割合で、基準を逸脱した支払いがある。または、基準で定められた期間の2倍以上以上遅れている支払いがない。	すべての取り引きにおいて、フェアトレード認証製品の受け取り、もしくは所有権移行書類受領のどちらか早い方がなされたあと、すぐに支払いが行われた。	



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Fresh Fruit(SPO) 4.3.1, 4.3.2; 4.3.4, 4.3.5, 4.3.6 & Fresh Fruit (HL) 5.4.8, 5.4.9, 5.4.11, 5.4.12 Prepared & Preserved Fruits & Vegetables (SPO) 4.3.6	4.3.0.05	ペイサー	Banana, Dried Fruit, Fresh Fruit, Fruit Juice, Wine grapes	C	(ペイサー)認証事業者は、認証原料(製品)に対して、生産者(該当する場合にはコンペイサー)に、価格、かつましてはフェアトレードプレミアムをタイムリーに支払うこと。また、以下の条件を満たすこと。 - (生鮮果物 FOB、ただしワイン用ぶどうを除く)仕向港での出荷リリース後15日(カレンダー)以内。 - (農場出荷の生鮮果物、ただしワイン用ぶどう、ジュース用のオレンジを除く)国内法規がこれより短い支払期間を要求しない場合、製品が納品されてから15日(カレンダー)以内 - (ワイン用ぶどう)(価格)産業規制に従っている生産者から購入した、加工済、あるいは未加工のワイン用ぶどうを購入して、6ヶ月以内 - (ワイン用ぶどう)(フェアトレードプレミアム)生産者から購入した、加工済あるいは未加工のワイン用ぶどうを購入して、60日(カレンダー)以内 - (ドライフルーツ)輸入業者が了承した場合、荷着港の検査が終わってから7日(カレンダー)以内 -(FOBのフルーツジュース、パルプ、ビューレ)荷主が変更された書類を受け取った後、30日(カレンダー)以内 -(EXW/ファームゲートでのフルーツジュース/パルプ/ビューレ)製品受領時	規定された期限内に支払がない。	規定された期限内に支払われた。しかし、10%以上の割合で基準を逸脱した支払いがある、もしくは基準で定められた期間の2倍以上遅れて支払っている支払いがある。	規定された期限内に支払われたが、10%以下の割合で、基準を逸脱した支払いがある、もしくは基準で定められた期間の2倍以上遅れて支払いがない。	規定された期限内に支払われた。しかし、10%以下の割合で基準を逸脱した支払いがある、もしくは基準で定められた期間の2倍以上遅れて支払いがない。	すべての取り引きにおいて支払われたが、10%以下の割合で、基準を逸脱した支払いがある、もしくは所有権移行書類受領のどちらか早い方がなされたあと、すぐに支払いが行われた。



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Sports balls 5.5.6; Herbs & Spices 5.5.6, 5.5.7 (HL), 4.3.6-4.3.7 (SPO); Flowers and Plants 5.4.3&5.4.4; Cereals 4.2.1 and 4.2.2; Fiber Crops 4.3.3; Nuts 4.3.4-4.3.5	4.3.0.06	ペイサー	Cereals, Cotton, Flowers, Plants, Herbs & Herbal Teas & Spices, Nuts, Oilseeds and Oleaginous fruit, Sports Balls	C	(ペイサー)認証事業者は、フェアトレード認証商品に対し て、生産者に(該当する場合にはコンペイサーに)、価格、 かつ/またはフェアトレードプレミアムをタイムリーに支払う こと。また、以下の条件を満たすこと。 —(ExWorksの米、コットン、ハーブ、ハーブティーと香辛 料、ナッツ、オイルシード)製品を受け取ったとき。 —(FOBのナッツ、オイルシード、果物、ハーブ、ハーブ ティーと香辛料)荷主が変更された書類を受け取った後、 15日(カレンダー)以内 - (スポーツボール、キヌア)所有権の移行を示す書類を 受け取った後、30日(カレンダー)以内 - (アフリカ産生のカシュー・ナッツ)生産品を受け取ってか ら30日(カレンダー)以内 -- (花と植物) 所有权の移行を示す書類受領後30日(カ レンダー)以内。販売が低迷している場合、および FPCの要請があった場合(銀行手数料の高額化回避な ど)、フェアトレード・プレミアムの支払いの頻度を減らすこ とができる。	規定された期限内に支払 がない。	規定された期限内に支払 われた。しかし、10%以上 の割合で基準を逸脱した 支払いがある、もしくは基 準で定められた期間の2倍以 上遅れている支払いが ある。	規定された期限内に支払 われたが、10%以下の割 合で、基準を逸脱した支払 いがある。または、基準 で定められた期間の2倍以 上遅れている支払いが ある。	規定された期限内に支払 われた。しかし、10%以下の割 合で、基準を逸脱した支払 いがある。または、基準 で定められた期間の2倍以 上遅れている支払いが ない。	すべての取り引きにおい て、フェアトレード認証製品 の受け取り、もしくは所有 権移行書類受領のどちら か早い方がなされたあと、 すぐに支払いが行われた。
Coffee 4.2.3	4.3.0.10	ペイサー	Coffee	C	(ペイサーとコンペイサー)(コーヒー)(国際フェアトレード 基準で定められた支払期日を過ぎた場合にのみ適用) 認証事業者は、遅くとも支払日の一週間前までに、契約 書で定められたフェアトレード支払日より遅れる可能性が あることを、速やかに知らせること。	いいえ	はい			
Coffee 2.2.2	4.3.0.19	ペイサー	Coffee	C	(ペイサー、コンペイサー)(コーヒー)(後決め価格契約に 適用) 売り手が収穫時期が始まる前に価格を決定したい場合、 買い手との合意のもと価格は定められる。買い手と売り 手、双方で、リスク管理についても合意していること。相互 の合意事項やリスク管理対応の詳細はあらかじめ文書で 確認されていること。	価格が売り手によって決定 される後決め価格契約で、 収穫期前に価格が決定さ れる場合、買い手との合意 が無い、かつ、リスク管理 についても合意していな い。	価格が売り手によって決定 される後決め価格契約で、 収穫期前に価格が決定さ れる場合、買い手との書面 での合意がなされている、 かつ、リスク管理について も合意がなされている。			



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Coffee 2.2.2	4.3.0.20	ペイヤー	Coffee	C	(ペイヤー、コンペイヤー)(コーヒー) ジャン決め価格契約の場合、価格は一収穫期間より長い間固定されてはならない。	価格が、一収穫期間より長い間固定されている。		価格が、一収穫期間分のみ固定されている。		価格が、1回の売買契約分のみ固定されている。
Coffee 4.1.4	4.3.0.21	ペイヤー	Coffee	C	(ペイヤー、コンペイヤー)(コーヒー) フェアトレードプレミアムは、製品の価格("C"価格)に価格差を追加あるいは差し引いた価格、またはフェアトレード最低価格のいずれかの高い方に加えて支払われている。フェアトレードプレミアムの量は、価格差に取り込まれるものではない。	製品の価格に上乗せして プレミアムが支払われてい ない。または/かつ、合意さ れた価格差に含まれてい る。		フェアトレードプレミアムの 追加価格が明確に製品代 金と区別され、製品代金に 上乗せして支払われてい る。		プレミアムの追加価格が、 売買契約に以下のように 明確に区別されている: 市場価格またはフェアト レード最低価格(どちらか 高額な方)+フェアトレード プレミアム+オーガニック (該当する場合)
Tea (HL) 5.3.4	4.3.0.22	ペイヤー	Tea	C	(ペイヤー、コンペイヤー)(茶)(カメリアのコンベンショナル・有機の茶でCTC生産されたもの、HL茶園から調達された、オーソドックス製法でできたダストやファニング、およびこれらの茶から派生した、Hired Labourセットアップで作られたインスタントティーのみに適用) サステナブルマージンが生産者から別々に請求された場合、認証事業者は、フェアトレードプレミアムの支払いを二つに分割すること(80%をフェアトレードプレミアム委員会に、20%をフェアトレードのサステナビリティマージンとして茶園に払うこと) また、この分割について明確に書類に示すこと。	生産者から分割した請求書を受領しているにもかか わらず、プレミアムの支払 いが分割されていない。	プレミアムの支払いについ て、一部の状況においての み、80%をフェアトレードブ レミアム委員会に、20%を フェアトレードのサステナビ リティマージンとして茶園に 払っている。	プレミアムの支払いについ て、80%をフェアトレードブ レミアム委員会に、20%を フェアトレードのサステナビ リティマージンとして茶園に 払っている。	また、この分割について、 明確に書類に示していな い。	
Sports Balls 5.5.3	4.3.0.23	ペイヤー	Sports Balls	C	(ペイヤー)(スポーツボール) 認証事業者は、生産者からの請求があれば、Compliance Costs Compensation(適合のための経費の補填)として製品交渉価格の5%を上限に追加料金を支払うこと。	生産者からCompliance Costs Compensation(適合のための経費の補填)の要求があるにもかかわらず、追加料金が支払われ		Compliance Costs Compensation(適合のための経費の補填)として、製品交渉価格の5%を上限に追加料金が支払われ		
Fresh fruit 4.3.3 (SPO); Fresh fruit 5.4.10 (HL)	4.3.0.26	ペイヤー	Fresh Fruits	C	(ペイヤー)(生鮮果物)生産者が同意する場合、各月末日から15日(カレンダー)以内にカレンダー月の支払いを行うこと。	生産者と合意された書面がない。	生産者との合意された書面はあるが、商品代金とプレミアムの支払いが、月末より15日(カレンダー)以内になされていない。	生産者との合意された書面があり、商品代金とプレミアムの支払いは、月末より15日(カレンダー)以内になされている。		

4.4 タイトル

Access to Finance



Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
5.4.1, Cane sugar 5.6.1, Sports balls 5.4, Fresh fruit (SPO) 5.4.1, Fresh fruit (HL) 5.3.1, Fresh vegetables (HL) 5.3, Flowers and plants 5.3, Tea (HL) 5.2.1.	4.4.0.01	ペイサー	All	M	<p>(生産者からの最初の購入者)(サトウキビ糖糖、スポーツボール、ワイン用ぶどうを除く生産果物、生産野菜(HL)、花と植物には適用しない)</p> <p>認証事業者は、フェアトレード契約の支払いに関し前払いを提供すること。または、第三者機関を通してなされるようにアレンジすること。</p> <p>これは、生産者組織がメンバーから購入できることを可能にするためである。</p> <p>しかし、以下の場合は、本要求事項に従わなくてもよい</p> <ul style="list-style-type: none"> —ハイリスクが証明されている(例: 契約の不履行のリスク、不払いのリスク、重要な品質問題のリスク) —生産者がこの前払いを検証可能な方法で辞退している —認証事業者が業務を行っている国において法的に認められてない 	<p>前払いがされていない、もしくは、第三者機関を通す合意があるが、不備がある。</p> <p>前払いについて、書面による合意があるが、不備がある。</p> <p>前払いがされている、もしくは、第三者機関を通すようアレンジされたり、前払いの金額は少なくとも60%であるか、国際フェアトレード基準に基づいている。</p> <p>または、生産差が高リスクであることが証明されている、または生産者が前払いを辞退した、または前払いが法律上認められていない。</p>	<p>前払いがされていない、もしくは、第三者機関を通すようアレンジされたり、前払いの金額は少なくとも60%であるか、国際フェアトレード基準に基づいている。</p> <p>または、生産差が高リスクであることが証明されている、または生産者が前払いを辞退した、または前払いが法律上認められていない。</p>	<p>前払いがされている、もしくは、第三者機関を通すようアレンジされたり、前払いの金額は少なくとも60%であるか、国際フェアトレード基準に基づいている。</p> <p>または、生産差が高リスクであることが証明されている、または生産者が前払いを辞退した、または前払いが法律上認められていない。</p>	<p>前払いがされている、もしくは、第三者機関を通すようアレンジされたり、前払いの金額は少なくとも60%であるか、国際フェアトレード基準に基づいている。</p> <p>または、生産差が高リスクであることが証明されている、または生産者が前払いを辞退した、または前払いが法律上認められていない。</p>	<p>前払いがされている、もしくは、第三者機関を通すようアレンジされたり、前払いの金額は少なくとも60%であるか、国際フェアトレード基準に基づいている。</p> <p>または、生産差が高リスクであることが証明されている、または生産者が前払いを辞退した、または前払いが法律上認められていない。</p>
5.4.1	4.4.0.02	ペイサー	All	M	<p>(生産者からの最初の購入者)(サトウキビ糖糖、スポーツボール、ワイン用ぶどうを除く生鮮果物、生鮮野菜(HL)、花と植物、茶(HL)には適用しない)</p> <p>認証事業者は、生産者に、前払いの申し出を辞退するように圧力をかけられたという証拠がある。</p> <p>に圧力をかけてはいけない。例えば、生産者が前払いの申し出を辞退する事を、契約を締結する条件にしてはならない。</p>	<p>生産者が、前払いの申し出を辞退するように圧力をかけられたという証拠がある。</p>	<p>生産者が、前払いの申し出を辞退するように圧力をかけられたという証拠がない。</p>	<p>生産者が、前払いの申し出を辞退するように圧力をかけられたという証拠がない。</p>	<p>生産者が、前払いの申し出を辞退するように圧力をかけられたという証拠がない。</p>	<p>生産者が、前払いの申し出を辞退するように圧力をかけられたという証拠がない。</p>
5.4.2, Coffee 5.3.1	4.4.0.03	ペイサー	All	C	<p>(生産者からの最初の購入者)(サトウキビ糖糖、スポーツボール、ワイン用ぶどうを除く生産果物、生鮮野菜(HL)、花と植物、茶(HL)には適用しない)</p> <p>認証事業者が、直接前払いを行う場合、その認証事業者と生産者は、次の事項について書面により合意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> —產品別基準にて定められた前払いの額(最低でも契約価格の60%、SPOから購入した生鮮野菜の場合は最低40%以上、力才の場合は最低割合を取り決めていない) —產品別基準に沿った前払いの期間 —金利の負担(該当する場合) —その他の負担(該当する場合) —品質問題又は製品の未出荷の場合の結果 	<p>前払いについて、書面による合意が無い。</p>	<p>前払いについて、書面による合意があるが、不備がある。</p>	<p>前払いについて、書面による合意があるが、不備がある。</p>	<p>前払いについて、書面による合意があるが、不備がある。</p>	<p>前払いについて、完全な書面による合意がある。かつ、現地の賞金業者よりも良い条件である。または、前払いが產品基準のベストプラクティスガイドに沿って提供された。</p>



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5	
5.4.2, Coffee 5.3.1 and Product standard clauses on Prefinance	4.4.0.04	ペイサー	All	C	(生産者からの最初の購入者)(サトウキビ糖糖、スポーツ 前払いが、規定された期間 ボール、ワイン用ぶどうを除く生鮮果物、生鮮野菜(HL)、よりも遅くに払われている。花と植物、茶(HL)には適用しない) 前払いは、実際に入手できるようになっていること。また、生産者になるべく早く提供されること。以下の产品については、遅くとも、以下に定められた期日以内になされるこ と。 —(コーヒー)製品出荷の8週間前まで —(豆類、蜂蜜、カカオ、ナッツ、シリアル、加工果物と野 菜、繊維、ハーブとハーブティー、オイルシードと油性果 物、サトウキビ糖、茶、わいん用のぶどう)製品出荷6週間 前 —(ドライフルーツの未決済契約の場合)四半期、あるいは月の初めの2週間前				前払いが、規定された期間 内に払われている。		前払いが、契約書に署名 をしたすぐ後に支払われて いる(規定された期間内)。 または、または前払いが 產品基準のベストプラク ティスガイダンスに沿って 提供された。
5.4.3	4.4.0.05	ペイサー	All	C	(生産者からの最初の購入者)(サトウキビ糖糖、スポーツ 動率的なサポートを達成す ボール、ワイン用ぶどうを除く生鮮果物、生鮮野菜(HL)、 るための行動が、なにも取 花と植物、茶(HL)には適用しない) 生産者からの購買者が第三者の貸し手を経由して前払い のサポートをする場合、購買者は効率的なサポートを達成 するために以下に示すような必要な行動をすべて行う こと: 一生産者のために貸し手に身元保証を行う —フェアトレードの契約が有効で、その契約が生産者に前 払いを提供することの担保として使用可能であることを裏 付ける —どのように契約の支払いがなされるか(生産者か、第三 者の貸し手のいずれか)生産者と合意する	効率的なサポートを達成す るための行動が、なにも取 られていません。	効率的なサポートを達成す るための行動が取られた が、不適切である。	効率的なサポートを達成す るための行動がすべて取 られた。	効率的なサポートを達成す るための行動がすべて取 られた。かつ、購買者、生 産者組織、第三の資金業 者との三者間の間に書面 での合意がある。	効率的なサポートを達成す るための行動がすべて取 られた。かつ、購買者、生 産者組織、第三の資金業 者との三者間の間に書面 での合意がある。さらに、 合意書には三者の署名が されている。	
5.4.4	4.4.0.09	ペイサー	Banana, Cereals, Cocoa, Coffee, Cotton, Dried Fruit, Dried Vegetables, Fruit Juice, Gold & Precious Metals, Herbs & Herbal Teas & Spices, Honey, Nuts, Oilseeds and	V	(生産者からの最初の購入者)(サトウキビ糖糖、スポーツ 前払いは市場の金利、ま ボール、野菜(根菜を含むが、豆類は除外)、ワイン用ぶど うを除く生産果物、生産野菜(HL)、花と植物には適用しな い) 金利ゼロの前払いを提供するか、あるいはそのサポートを する。	たはそれより高い金利で提 供された。	先払いは市場価格より低 いが、ゼロよりは高い金利 で提供された。	先払いは金利ゼロで提供 された。			



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
5.4.5	4.4.0.10	ペイヤー、製造、卸	ALL	V	<p>すべての認証事業者は、直接又は第三者機関を通じて、(契約上の前払いではない季節的、収穫又は現物支給又は他のタイプの)信用取引(クレジット)か、あるいは生産者の資金の必要性に応えるための投資のための貸付(ローン)へのアクセスを、以下の条件において提供するかサポートをする。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 生産者によって資金の必要性が定められなくてはならない - 生産者と合意し、クレジットやローンの支払い条件(金額、期限、返済の1回目、金利負担を含む)に関し、透明性のある書類を作成する 	<p>信用取引(クレジット)か、貸付(ローン)へのアクセスが、提供もしくはサポートされていない。</p>	<p>信用取引(クレジット)か、貸付(ローン)へのアクセスが、提供もしくはサポートされている。しかし、規定や条件が不透明である。</p>	<p>信用取引(クレジット)か、貸付(ローン)へのアクセスが、提供もしくはサポートされている。かつ、規定や条件が透明性を持ち、書面により合意している。</p>		<p>信用取引(クレジット)か、貸付(ローン)へのアクセスが、提供もしくはサポートされている。かつ、規定や条件が透明性を持ち、書面により合意している。さらに、規定や条件が、現地の貸金業者より良い。</p>
Tea (HL) 5.2.1	4.4.0.11	ペイヤー	Tea	C	(初めの購入者)(HLから調達された茶) 前払いは要求されていない。前払いを行う場合は、生産者と条件を交渉し、契約書に事前フレファイナンスの仕組みを盛り込むこと。プレファイナンスを提供する場合、交渉した条件を契約に含める(要件4.1.2トレーダー基準参照)。	前払いが提供される場合: 前払いは要求されていない。前払いを行う場合は、生産者と条件を交渉し、契約書に事前フレファイナンスの仕組みを盛り込むこと。プレファイナンスを提供する場合、交渉した条件を契約に含める(要件4.1.2トレーダー基準参照)。		前払いが提供される場合: 契約条件に関する合意がなされている。		
4.5 タイトル										
5.5.1	4.5.0.01	ペイヤー	ALL	C	(ペイヤー、コンペイヤー)(ワイン用ぶどうを除く生鮮果物をには適用されない) 認証事業者は、購入を計画している各々の生産者へ調達計画を提示すること。	調達計画を提示していない。	調達計画が提示されている。しかし、一部の生産者組織のみに提示された、もしくは口頭で伝えられたのみである。	すべての生産者組織に、書面で調達計画が提示された。	すべての生産者組織に、書面で調達計画が提示された。かつ、調達計画で示された購入量の50%以上に、拘束力のあるコミットメントを含んでいる。	すべての生産者組織に、書面で調達計画が提示された。かつ、調達計画で示された調達量の75%以上に、拘束力のあるコミットメントを含んでいる。
Product Standards on Sourcing Plans Cereals 4.5.1, Honey 4.3.1, Prepared and preserved fruit and vegetables (SPO) 4.1.1, Prepared and preserved fruit (HL) 5.2.3)	4.5.0.02	ペイヤー	Cereals, Fruit juice, Honey, Wine grapes	C	(ペイヤー、コンペイヤー)(フルーツジュース、ハチミツ、穀類、ワイン用ぶどう、金)最低でも12ヶ月間に及ぶ調達計画が存在すること。	調達計画で示されている期間が、12ヶ月以下である。	12ヶ月分の調達計画がある。		12ヶ月以上を超える調達計画がある。	



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Product Standards on Sourcing Plans (Cereals 4.5.1, Coffee 4.4.1., Fibre crops 4.1.1, Herbs, herbal teas and spices (SPO) 4.1.1, Herbs and herbal teas (HL) 5.2.1, Honey 4.3.1, Nuts 4.1.1, Oilseeds and oleaginous fruit	4.5.0.03	ペイヤー	Cereals, Coffee, Cotton, Dried Druit, Dried Vegetables, Fruit Juice, Herbs & Herbal Teas & Spices, Honey, Nuts, Oilseeds and Oleaginous fruit, Pulses, Wine grapes, Dried Banana	C	(ペイヤー、コンペイヤー)(ドライフルーツ、乾燥野菜、フルーツジュース、ハーブ、ハーブティーと香辛料、蜂蜜、ナッツ、オイルシードと油性果物、シリアル、豆類、ワイン用ぶどう、加工果物と加工野菜(乾燥バナナ)と、コーヒーの最初の購入者に適用)調達計画は、以前提出された調達計画の有効期限の最低でも3ヶ月前に、更新されていること。	調達計画が、前回の調達計画有効期限の3ヶ月前より後に更新されている。		調達計画は、遅くても、前回の調達計画有効期限の3ヶ月前に、更新されている。	調達計画は、前回の調達計画が期限切れになる3ヶ月前より早くに更新されている。	調達計画は、1年を通して、または収穫時期を通して、定期的に更新されている。
Fresh Fruit, Tea (SPO) 4.4.1 & Tea (HL) 5.1.1,	4.5.0.04	ペイヤー	Tea	C	(ペイヤー、コンペイヤー)(茶)最低でも四半期単位の調達計画が存在すること。	調達計画の期間は、四半期以下である。		四半期分の調達計画がある		四半期以上の調達計画がある。
Fresh Fruit, Veg SPO 4.1.1; Veg HL 5.1.1, Tea (SPO) 4.4.1 & Tea (HL) 5.1.1	4.5.0.06	ペイヤー	Tea, Fresh Vegetables	C	(ペイヤー、コンペイヤー)(茶、根菜類を含むSPOからの生鮮野菜、Hired Labourからの生鮮野菜)前回の調達計画の期限が切れる少なくとも2週間前に調達計画が更新されること。	調達計画が、前回の調達計画の有効期限の、2週間前より後に更新されている。		調達計画は、遅くても、前回の調達計画の有効期限の2週間前に、更新されている。		調達計画は、四半期を通して、定期的に更新されている。
Prepared and Preserved Fruit & Vegetables (SPO) 4.1.1 & Prepared	4.5.0.07	ペイヤー	Dried Fruit, Dried Vegetables, Dried Banana	C	(ペイヤー、コンペイヤー)(ドライフルーツ、乾燥野菜、乾燥バナナ)調達計画は、双方の合意のもとで、特定の期間のもと決められた期間に及んでいないこと。	調達計画が、双方の合意のもと決められた期間に及んでいない。		調達計画が、双方の合意のもと決められた期間に及んでいない。		
Flowers and Plants 5.2.1	4.5.0.08	ペイヤー	Flowers, Plants	C	(ペイヤー、コンペイヤー)(花および植物)下記について 明確に示した調達計画があること。 - 想定量 - 品質 - 価格 - 透明性のある支払い条件 - 國際的な商業用語を使用した納品条件 - 適用される裁判管轄に関する合意	書面の調達計画がない。		調達計画には、基準に記載されているすべての項目が含まれる。		
Flowers and Plants 5.1.1	4.5.0.09	ペイヤー	Flowers	C	(ペイヤー)(花および植物)(地域オークションには適用されない) 認証事業者は、「コア生産者」として特定した生産者から年間フェアトレード量の60%以上を購入する。調達計画は12ヶ月間(通年供給がある場合)をカバーし、総量と共にレトロ認証が可能な最大追加量を記述すること。	フェアトレード取引量の60%未満がコア生産者からのものである。		フェアトレード取引量の60%以上がコア的生産者からのものであり、かつ調達計画が12ヶ月間にわたるものであること。	ランク3に加え、調達計画が期限切れになる前に更新されている。	



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Tea (SPO) 4.4.1 & Tea (HL) 5.1.1	4.5.0.13	ペイヤー	Tea	C	(最初の買い手)(茶)(認証の茶が、オークションを通して販売される場合に適用) -買い手は、四半期調達計画のもと、オークションで購入する旨を、生産者に知らせること。 -オークションから1週間以内に、買い手は、生産者に、フェアトレードに関するすべての支払いについて、包括的な報告すること。 -フェアトレードに関する全ての未払いの支払いは、四半期ごとになされること。	いいえ		はい		
5.5.2	4.5.0.14	ペイヤー、製造、卸	ALL	V	すべての認証事業者は、直近の供給者(サプライヤー)に対して、調達計画を提示すること。	直近の供給者(サプライヤー)に、調達計画を提示していない。	一部の直近の供給者(サプライヤー)にのみ調達計画が提示されている、もしくは、口頭で伝えられただけである。	すべての直近の供給者(サプライヤー)に、書面にて調達計画が提示されている。示された。かつ、調達計画は、口頭で伝えられただけである。	すべての直近の供給者(サプライヤー)に、書面にて調達計画が提示されている。示された。かつ、調達計画は、口頭で伝えられただけである。	すべての直近の供給者(サプライヤー)に、書面にて調達計画が提示されている。示された。かつ、調達計画は、口頭で伝えられただけである。
5.5.3	4.5.0.15	ペイヤー、製造、卸	ALL	V	認証事業者は、生産者に、関係する市場情報を定期的に提供すること。これにより生産者は市場の状況がよりよく理解でき、情報に基づく取引の決断をすることができる。	生産者に、関係する市場情報を提供していない。	生産者に、関係する市場情報を提供している。しかし、口頭で伝えるだけでは、定期的に行われている(最低でも年に一回/収穫回)。	一部の生産者に、関係する市場情報を書面で提供している。かつ、それは定期的に行われている(最低でも年に一回/収穫回)。	すべての生産者に、関係する市場情報を書面で提供している。かつ、それは定期的に行われている(最低でも年に一回/収穫回)。	すべての生産者に、関係する市場情報を書面で提供している。かつ、それは定期的に行われている(最低でも年に二回/収穫回)。
Tea (SPO) 4.5.1 & Tea (HL) 5.4.1	4.5.0.16	ペイヤー	Tea (Retro Certification)	C	(ペイヤー、コンペイヤー)(茶)(レトロ認証の場合適用) 認証事業者は、最初のレトロ認証茶を開始する前に、FLJにレトロ認証を行う意思を通知すること。	いいえ		はい		
Tea (SPO) 4.5.2 & Tea (HL) 5.4.2	4.5.0.17	ペイヤー	Tea (Retro Certification)	C	(ペイヤー、ペイヤー)(茶)(レトロ認証の場合適用) 最初の請求価格が、その国・地域のフェアトレード最低価格を下回っていた場合、その差額をフェアトレード・プレミアムとともに支払うこと。	いいえ		はい		



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5		
Tea (SPO) 4.5.2 & Tea (HL) 5.4.2	4.5.0.18	ペイヤー	Tea (Retro Certification)	C	(ペイヤー)(茶)(レトロ認証の場合適用) 茶のレトロ認証を行う前に、要求された重量を承認するために、署名およびコード化されたRetro Advice noteを認証生産者に送付すること。 Retro Advice noteには、Retro Advice フォーム(ガイドンスを参照)に記載されているすべての必要な情報が含まれていること。 2つの事業者間の各Retro Advice noteには、以下のように連続した番号を付けること。 取引業者名とID/生産者名とID/取引年/取引番号(例は、ガイドンスを参照のこと) このコードは、特定のレトロに関連するすべての書類と銀行振込に引用すること。 生産者がRetro Advice noteに署名した日が「宣言」日となり、その日をもって レトロ認証された数量がフェアトレード認証茶となる。 茶葉を梱包し、販売する前に、署名されたRetro Advice noteを必ず受領すること。 また、最初の買い手でない場合は、この取引を輸出業者に伝え、輸出業者が追加価格とプレミアムを伝える責任を負うという確認書を受け取ること。	レトロ認証事前通知書がない、又は不備がある。もししくは、レトロ認証事前通知書に双方の署名がされたあとに茶をフェアトレード認証にした。もししくは、レトロ認証事前通知書のコピーを、retro.tea@fairtrade.netに5日(就業日)以内に送っていない。	レトロ認証事前通知書が完全である。かつ、レトロ認証事前通知書に双方の署名がされたあとに茶をフェアトレード認証にした。さらに、レトロ認証事前通知書のコピーを、retro.tea@fairtrade.netに5日(就業日)以内に送ったい。					
Tea (SPO) 4.5.1 & Tea (HL) 5.4.1	4.5.0.20	ペイヤー	Tea (Retro Certification)	C	(ペイヤー)(茶)(レトロ認証の場合適用) CTCアフリカ茶の場合、最初の請求書に記載された購入量の30%まで、特定のフェアトレード認証生産者からレトロ認証を受けることができます。遡及申告できるのは、最初の購入請求書の月から3ヶ月後まで。	購入した量のうち30%以上をレトロ認証にした。もししくは、請求書の日付から遡つて3ヶ月以上たった後にレトロ認証にした。	購入した量のうち最大30%をレトロ認証にした。また、請求書の日付から遡つて3ヶ月以内にレトロ認証にした。					



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5	
Tea (SPO) 4.5.1 & Tea (HL) 5.4.1	4.5.0.21	ペイヤー	Tea (Retro Certification)	C	(ペイヤー、コンペイヤー)(茶)(レトロ認証の場合適用) オーランドクス茶葉とアフリカ産以外のCTC茶葉について は、最初の請求書に記載された購入量の100%まで、特定 のフェアトレード認証生産者からレトロ認証を受けることが できる。レトロ認証申告できるのは、最初の購入請求書の 月から6ヶ月後まで。	請求書の日付から遡って6 ヶ月以上経ったあとに、レト ロ認証にした。		請求書の日付から遡って6 ヶ月以内に、レトロ認証に した。			
Tea (SPO) 4.5.2 & Tea (HL) 5.4.2	4.5.0.22	ペイヤー、製造、卸	Tea	C	(ペイヤー)(茶) 最初の買い手でない場合は、この取引を輸出者に通知 し、輸出者が追加価格とレトロ認証された数量のプレミア ムを伝える責任を負うことの確認を受けること。	フェアトレード支払者とコン ペイヤーの間に書面による 合意が無い。		フェアトレード支払者とコン ペイヤーの間に、書面によ る合意がある。			
Cane sugar 4.8.2	4.5.0.24	ペイヤー	Sugar (Retro Certification)	C	(Payer) (Cane sugar) (Applicable in case of retro-certification) You have received written confirmation from the exporter (or mill, if applicable) that Fairtrade eligible sugar is available prior to retro-certifying volumes in question.	いいえ		はい			



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5	
Fibre crops 4.1.2	4.5.0.29	ペイヤー	Cotton	C	(ペイヤー)(コットン) 認証事業者が、シードコットンを認証のものとして購入する場合、または、フェアトレード認証製品として売る場合は、以下の条件を満たすこと。 - シードコットンはフェアトレードのものとして生産されていること - 買い手は、販売から15日(カレンダーデー)以内に供給生産者(SPOかPEB)に報告すること - 買い手は、各供給生産者に、フェアトレードとして買ったシードコットンの量、価格調整(該当する場合、市場価格とフェアトレード価格の差異)、フェアトレードプレミアムの支払い期日を報告すること - 認証事業者は、コットンの產品別基準4.3.4項に従ってプレミアムと調整された製品価格を生産者に支払っていること。 - 認証事業者が、特定の割合のシードコットンをフェアトレードとして販売している場合、プレミアムと価格の調整額(該当する場合のみ)の支払い額は、各生産者から購入した量に応じて計算されること。 - 二番目の購入者が、特定の生産者のコットンを要求した場合、フェアトレード価格とプレミアムはその生産者へ支払われること。	いいえ		はい			
FLOCERT Requirement	4.5.0.30	ペイヤー	Cocoa from Ghana	C	(カカオ)(ガーナからのカカオ)認証事業者は、書面にて認証力カカオ豆をガーナのCOCOBODから調達する意思があることを認証機関に通知していかなければならない。		Yes				



FLOCERT
assuring fairness

NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

Certifier for



Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5	
Fairtrade Standard for Cocoa Explanatory note	4.5.0.31	ペイヤー	Cocoa from Ghana	C	(ペイヤー) (ガーナ産カカオ) COCOBOD / CMCを通じて いいえ カカオ豆を供給する生産者団体とフェアトレード認証製品 の覚書 / 購入契約を締結すること。契約書 / MoU は業界 の規定に従っており、最低限以下のことが明記されている こと: <ul style="list-style-type: none"> - 合意された数量 - 品質仕様 - 支払われるフェアトレード・プレミアムの金額(価格とは別 に表示されること) - 誰が生産者団体にフェアトレード・プレミアム(および該当 する場合はフェアトレード最低価格の差額)を支払う責任 があるか: <ul style="list-style-type: none"> i. 支払いは、フェアトレードのペイヤーが生産者団体に直 接行うことができ、遅くともカカオの 所有権を移転する書 類を受け取ってから 15 日以内に行わなければならない。 ii. 支払いはカカオ・マーケティング・カンパニー(CMC)を 経由して間接的に行うことができ、フェアトレードペイヤー からの支払い受領後 15 日以内とする。 - 直接・間接いずれの支払いにおいても、生産者団体はフェ アトレード・プレミアム(および該当する場合はフェアトレ ード最低価格差)を全額受領すること。割引は認められな い。 - 透明性があり、追跡可能でなければならぬ。 - 國際フェアトレード認証製品基準に従った支払条件と、 該当する場合は前金額。 - 不可抗力」の定義または言及 - 適用される管轄権に関する合意 - 紛争を解決するための代替的紛争解決メカニズム 	はい					
FLOCERT Requirement	4.5.0.32	ペイヤー	Sugar	C	(ペイヤー、コンペイヤー)(サトウキビ糖糖)(レトロ認証の 場合適用) フェアトレードペイヤーや輸出業者が、製品の生産元を確 認できるよう根拠書類を保持していれば、副次的な製品や 派生品は、レトロ認証できる。	製品の生産元を確認でき るよう根拠書類を保持して いるにも関わらず、副次的 な製品や派生品がレトロ認 証されている。					



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Cocoa 4.5.1	4.5.0.35	ペイヤー	Cocoa	C	(カカオ)(ペイヤー、コンペイヤー) 生産者(または該当する場合はコンペイヤー調達計画を提供すること。調達計画は、 - 各収穫毎の計画を提示し、 - カカオ取引シーズンの1ヶ月前に最低1ヶ月前まで提供され、 - 少なくとも毎年更新されること。	調達契約が提出されていない。	調達計画が要求事項に沿っていない。	調達計画が要求事項に沿って提出されている。		
Fresh Fruit 4.5.15 (SPO) & FF 5.5.15 (HL)	4.5.0.36	ペイヤー、製造、卸	Fresh Fruit, Banana	C	(輸入者)(バナナを含む生鮮果物)(レトロ認証が適用される場合) 輸入者は、認証ラベルの貼付されていない生鮮果物に対してのみレトロ認証が適用され、レトロ認証された生鮮果物はライセンシーに代わって認証事業者によって認証ラベルが貼付されること。	いいえ	はい			
Fresh fruit (SPO) 4.5.16 & 5.5.16 (HL)	4.5.0.37	ペイヤー、製造、卸	Fresh Fruit, Banana	C	(輸入者)(バナナを含む生鮮果物)(レトロ認証が適用される場合) 輸入者は、レトロ認証の取引後5営業日以内に生産者、輸出組織(該当する場合)にレトロ認証の適用を通知すること。	生産者、輸出組織に情報が通知されていない。	情報は通知されたが、5営業日以内ではない、または(かつ)、輸出組織から書面で確認書を受領していない。	情報が5日営業日以内に通知され、かつ輸出組織から書面で確認書を受領している。		
Fresh fruit (SPO) 4.5.15/16 & 5.5.16 (HL)	4.5.0.38	ペイヤー、製造、卸	Fresh Fruit, Banana	C	(輸入者)(バナナを含む生鮮果物)(レトロ認証が適用される場合) 認証事業者はフェアトレード プレミアムとフェアトレード価格の調整額を生産者または輸出組織に、認証製品として販売した15日(カレンダー)以内に支払うこと。 生産者からの最初のペイヤーでなければ、輸出組織がレトロ認証果物の追加価格とプレミアムをペイヤーに代わって送金する責任があることを確認する、輸出業者からの書面があること。	商品代金、プレミアムの調整額が支払われていない、または輸出組織が生産差へ調整額を送金する責任を負うことを確認できる書面がない。	商品代金とプレミアムの調整額は支払われていたが、金額が正しくない。	商品代金とプレミアムの調整額が正しく支払われていた。または、輸出組織が生産差へ調整額を送金する責任を負うことを確認できる書面がある。	商品代金とプレミアムの調整額が正しく支払われていた。または、輸出組織が生産差へ調整額を送金する責任を負うことを確認できる書類がある。	ランク3に加え、輸出組織によって調整額の支払いがなされたことを示す証拠書類がある。



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Fresh fruit (SPO) 4.5.17 & 5.5.17 (HL)	4.5.0.39	ペイヤー、製造、卸	Fresh Fruit, Banana	C	(輸入者)(バナナを含む生鮮果物)(レトロ認証が適用され 記録がない場合) レトロ認証の取引をする際には、以下の記録を残すこと。 - 生産者組織から生鮮果物を購入した日 - 取引の特定 - コンテナ・積み荷情報 - 売り手と買い手の特定 - レトロ認証を適用する生鮮果物の量 - プレミアム金額 - 商品代金の調整額(該当する場合) - 生産者へ調整額を支払う/送金する責任者	すべての項目に関する記 錄がない。	完全な記録がある。			



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5		
Tea (SPO) 4.4.2	4.5.0.42	ペイヤー	Tea	C	(茶)(緑茶葉を購入・加工する組織) 緑茶葉を購入する場合、以下の条件を満たせば、フェアトレードとして購入し、加工・販売することができる。 - フェアトレードで生産された緑茶葉であること。 - フェアトレード価格、プレミアムコンベイサーであり、あなたの組織から購入するそしきがフェアトレード最低価格・プレミアムのペイヤーであること。また、あなたと生産者の間で締結された契約にそのことが記載されていること。 - フェアトレード対象茶葉を少なくとも市場価格で購入し、所有権移転後7日以内に生産者に支払うこと。生産者にとって有益であり、かつ契約で合意されたものであれば、いかなる代替措置も可能である。 - 加工・製造された茶葉がフェアトレードとして販売された場合、供給元の各生産者にフェアトレード対象茶葉のフェアトレード販売量を速やかに通知する(ペイヤーと販売契約を締結してから7日以内)。 - 価格ディフェレンシャル(該当する場合)及びフェアトレード・プレミアムをペイヤーから支払いを受けてから15日以内に生産者に支払うこと(要件 4.3.4 参照)。 総量の何割かをフェアトレード対象茶葉として販売する場合、この割合は各生産者の供給量に適用され、プレミアムと価格差(該当する場合)は比例配分で計算される。セカンドペイヤー(加工茶・製茶の買い手)が特定の生産者の茶葉を書面で要求した場合、フェアトレード価格とプレミアム、調整額はその特定の生産者に支払うこと。	Conditions are not met OR no payment of Fairtrade Premium and price adjustment on a pro rata basis (if applicable)	Conditions are met AND payment of Fairtrade Premium and price adjustment on a pro rata basis (if applicable)					
Cocoa 4.5.3	4.5.0.44	ペイヤー	Cocoa	C	(2023年7月1日から適用)(カカオ)(ペイヤー、コンペイサー) 共有されている、フェアトレード・カカオの購入量を供給する生産者に割り当てるための文書化された手順を有している。その文書には、購入決定に関連する原則および/または条件が含まれていていること。また、カカオの購入シーズンの初めに、その文書を生産者と共有していること。	手順が定められていない。	手順はあるが文書化されていらない、または一般に公開されていない、またはカカオの買い付けシーズンの初めに生産者と共有されている。	手順はあるが文書化され、一般に公開され、カカオの買い付けシーズンの初めに生産者と共有されている。				



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5	
Flowers and Plants 5.6.1	4.5.0.45	ペイヤー	Flowers, Plants	C	(花と植物)(2024年1月1日より適用)(ペイヤー)(レトロ 条件が満たされていない認証の場合適用) 以下の条件を遵守していること: - フェアトレード生産者からの花、植物であること。 - 正しい購入価格(フェアトレード価格が非フェアトレード価格と異なる場合)にフェアトレード・プレミアムを上乗せして支払っていること。				条件が満たされている		
Flowers and Plants 5.6.3	4.5.0.46	ペイヤー	Flowers, Plants	C	(花と植物)(2024年1月1日より適用)(レトロ認証の場合に適用)追加価格/プレミアムの請求書を発行できるよう、レトロ認証を適用した場合は毎週生産者に通知すること。 認証機関による監査のために、レトロ認証の売上の月ごとの記録を保管すること。	生産者に通知されていなければ、レトロ認証の販売量の報告がない。	生産者には通知されないが、毎週ではなく、それらの販売量が報告されない。	生産者には通知されないが、毎週ではなく、それらの販売量が報告されない。	生産者には毎週レトロ認証が通知され、事業者はそれらの販売量の概要を把握し、Fairtraceにて報告されている。		
Flowers and Plants 5.6.2	4.5.0.47	ペイヤー	Flowers, Plants	C	(花と植物)(2024年1月1日より適用)(レトロ認証の場合に適用)レトロ認証を開始する前に、FLOCERTにその意思を伝え、生産者が花のレトロ認証を受ける意思があることを示すこと。	いいえ			はい		
Flowers and Plants 5.6.2	4.5.0.48	ペイヤー	Flowers, Plants	C	(花と植物)(2024年1月1日より適用)(レトロ認証の場合に適用)四半期(1月～3月、4月～6月、7月～9月、10月～12月)にフェアトレードの購入額の25%を超える金額の製品をレトロ認証していないこと。 ブーケ用の花は、配達後7日以内であれば、過去にさかのぼってフェアトレードとして申告することができる。	四半期の販売額の25%以上がレトロ認証されたか、納品後7日以降にレトロ認証が適用されていた。		四半期の販売額の最大25%がレトロ認定され、納品後7日以内にレトロ認証が適用された。			



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Flowers and Plants 5.6.2	4.5.0.49	ペイヤー	Flowers, Plants	C	(花と植物)(2024年1月1日より適用)(レトロ認証の場合に適用)月単位で下記項目について明確に記録すること。 - フェアトレードの花と植物の総販売額。 - レトロ認証された花と植物、およびこれらが由来する生産者の内訳。 - レトロ認証された花と植物のプレミアム金額と支払われたFairtrade Premium Committeeへの内訳。	記録がない。	記録はあるが完全ではない。	記録は月ごとにされており、不備がない。		
Product Standards on Sourcing Plans (Coffee 4.4.1, Fibre crops 4.1.1, Herbs, herbal teas and spices (SPO) 4.1.1, Herbs and herbal teas (HL) 5.2.1,	4.5.0.50	ペイヤー	Coffee, Cotton, Herbs, herbal teas and spices, Nuts, Oilseeds oleaginous fruit, Pulses		(コットン、ハーブ・ハーブティー&スパイス、ナッツ、オイル シード、油脂果実、豆類のファーストバイヤーおよびコンベイヤー、コーヒーのファーストバイヤー)調達計画は各収穫期をカバーしていない。		調達計画は各収穫期をカバーしている。			
5.6.1	4.6.0.01	ペイヤー	ALL	C	(生産者からの最初の購入者) 品質に関するクレームは、すべての詳細を書面に記すこと。そして、判明次第できるだけすみやかに生産者と連絡をとること。	品質に関するクレームについて、すべての詳細を書面に記していない。もしくは、判明した後すぐに生産者と連絡をとっていない。	品質に関するクレームについて、すべての詳細を書面に記している。さらに、判明次第できるだけすみやかに生産者に連絡している。	品質に関するクレームについて、すべての詳細を書面に記録している。さらに、判明次第できるだけすみやかに生産者に連絡している。	品質に関するクレームについて、すべての詳細を書面に記録している。さらに、判明次第できるだけすみやかに生産者に連絡している。	品質に関するクレームについて、すべての詳細を書面に記録している。さらに、判明次第できるだけすみやかに生産者に連絡している。かつ、生産者の責任を超える範囲で発生した品質問題は、品質の苦情を出さない。さらに、その品質問題について、生産者は責任を負わない。
5.6.1	4.6.0.02	ペイヤー	ALL	C	(生産者からの最初の購入者)生産者の責任範囲を超えて発生した品質問題に対して、品質の苦情を出してはいけない。	生産者の責任範囲を超えて発生した品質問題に対して、品質の苦情を出してい	生産者の責任範囲を超えて発生した品質問題に対して、品質の苦情を出してい	生産者の責任範囲を超えて発生した品質問題に対して、品質の苦情を出してい	生産者の責任範囲を超えて発生した品質問題に対して、品質の苦情を出してい	生産者の責任範囲を超えて発生した品質問題に対して、品質の苦情を出してい



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5	
Fresh fruit 4.5.2, 4.5.3, 4.5.4 (SPO) & 5.5.2, 5.5.3, 5.5.4 (HL)	4.6.0.03	ペイヤー、製造、卸	Banana, Fresh Fruit	C	(生鮮果物、バナナを含む)(品質クレームを発行した場合 いいえのみ適用) 輸送された生鮮果物が合意された品質基準を満たしていない場合、品質に対するクレームは、以下のいずれかでなされること: ・(輸入者)仕向港でリリースされてから2営業日以内 ・(熟成者)果物の領収書を受け取ってから8営業日以内。 ただし、仕向港に果物が到着してから15日(カレンダー デー)まで。 ・(輸入組織や他の認証事業者から購入するトレーダー) 生鮮果物を受け取ってから2営業日以内、ただし仕向港に 生鮮果物が到着してから30日(カレンダー)まで。			はい			
Fresh fruit 4.5.5 (SPO) & 5.5.5 (HL)	4.6.0.04	ペイヤー、製造、卸	Banana, Fresh Fruit	C	(生鮮果物、バナナを含む)(品質クレームを受領した場合 いいえのみ適用) 品質のクレームに関しあたなの組織が責任をとる組織に 該当しない場合、またはあたたの組織で品質クレームを取 り扱わない場合、、36時間以内に関連するサプライチェー ンの組織に品質クレームを伝達すること。(週末と公休日 は除く)			はい			
Fresh Fruit 4.5.8 (SPO) & Fresh Fruit 5.5.8 (HL)	4.6.0.05	ペイヤー、製造、卸	Banana, Fresh Fruit	C	(生鮮果物、バナナを含む)(品質クレームをした場合にのみ適用) 売り手が品質クレームを受領した後5日以内に、カウン ター品質検査を実施すること。			はい			
Fresh Fruit 4.5.1 (SPO) & 5.5.1 (HL)	4.6.0.06	ペイヤー、製造、卸	Banana, Fresh Fruit	C	(生鮮果物、バナナを含む)(品質クレームをした場合にのみ適用) 品質に関するクレームは、最低以下の情報を含んでいる こと: ・輸送に関する詳細なデータ(積み荷の日付、船の名前、 フェアトレード認証製品の総量(ボックス数、重量)、仕向 港、あればコンテナを特定する情報) ・欠陥を写した写真、影響のあったパalletのすべてのコー ド、品質問題(1つのパallet、コンテナにつき何箱のボック スが影響を受けたのか等)の説明			はい			



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Fresh Fruit (SPO) 4.5.7 & (HL) 5.5.7	4.6.0.07	ペイヤー、製造、卸	Banana, Fresh Fruit	C	(生鮮果物、バナナを含む)(品質クレームを受領した場合のみ適用) 生鮮果物の返品(辞退)を承諾しない場合、認可された測定士によるカウンター検査を手配することを、品質クレームを受けた後2営業日以内に書面で買い手(またはripener)に通知すること。ペイヤーと特定の合意がない場合には、カウンター検査の費用はクレームを受領した認証事業者が支払うこと。	バイヤーに通知されてない。	バイヤーに通知されたが、バイヤーに2営業日以内に2営業日以内ではなかつ通知されている。			
Fresh Fruit 4.5.10 (SPO) & Fresh Fruit 5.5.10 (HL)	4.6.0.08	ペイヤー、製造、卸	Banana, Fresh Fruit	C	(生鮮果物、バナナを含む)(ペイヤー)(輸入組織) (shortfalls in ordersのため、積み荷の一部がフェアトレードとして販売できない場合に適用) 積み荷重量の最大10%を超えて非フェアトレード条件を適用してはいけない。	各出荷量の10%を超えて非フェアトレード条件を適用している、またはshortfalls in ordersが原因で、非フェアトレード条件が適用されたことが判断できない。	shortfalls in ordersを理由に、各出荷量の最大10%を上限として非フェアトレード条件を適用しており、この割合を超えるshortfallsに対する任意の財政上の損失を想定している。			
Fresh Fruit 4.5.11 (SPO) & Fresh Fruit 5.5.11 (HL)	4.6.0.09	ペイヤー、製造、卸	Banana, Fresh Fruit	C	(生鮮果物、バナナ)(ペイヤー)(輸入組織) (Shortfalls in orders、または品質問題があった場合のみ適用する) Shortfalls in sales、または品質クレームのために、非認証フルーツとして販売する場合、すべての取引の書類には、「non-Fairtrade」(非フェアトレード認証)として取り扱われたことがわかるように記載すること。「フェアトレード」の参照が書類から削除できない場合には、製品が非認証条件で販売されたことを文書で残すこと。	フェアトレードの参照が削除されておらず、生鮮果物はフェアトレード条件で販売されていた。	フェアトレードの参照がすべての書類から削除されている。または、非認証条件として販売されたことを示す免責文書(disclaimer)がある。			
Fresh Fruit 4.5.11 (SPO) & FF 5.5.11 (HL)	4.6.0.10	ペイヤー	Banana, Fresh Fruit	C	(生鮮果物、バナナを含む)(ペイヤー)(輸入組織) 非フェアトレード条件で購入された認証ラベルが貼付された果物、つまりShortfallsなどの理由で非認証果物として変更された果物は、認証果物を取り扱っている顧客に販売しないこと。(例:小売業者など)	いいえ	はい			



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Honey 4.4.1	4.6.0.11	ペイヤー、製造、卸	Honey	V	(はちみつ)気候変動に関するリスクを軽減させるためのサポートを生産者に行っている。	気候変動に関するリスクを軽減させるサポートを行っていない。	不定期なサポートを行つてないが、リスクを緩和するには不十分である。	ある程度の気候変動に関するリスクを軽減させるサポートが実施された。		気候変動に関するリスクを軽減させる定期的なサポートが実施されている、またトレーニングや他のサポートが記録されている。
Fresh fruit 4.5.6 5.5.6 (HL)	4.6.0.12	ペイヤー、製造、卸	Banana, Fresh Fruit	C	(生鮮果物、バナナを含む)(生産差者への品質クレームを発行した場合に適用する) 生産者が品質問題の責任をとることを承諾した場合、認証事業者は以下のコストのみを請求すること。 ・果物とパッケージ(FOBプライス)の代金 ・輸送費(仕向港まで) ・輸送する際にすでに支払われた輸入にかかる税 請求されるコストは、透明性を証明できなければならず、為替レートは原産国で船積みした日のレートが適用される。	生産者への請求金額の透明性を示す証拠がない、または(かつ)、生産者から品質の問題を承諾したという証拠がない。		生産者よって品質クレームが承諾された証拠があり、請求金額の透明性を示す証拠がある。		
Fresh Fruit 4.5.9 (SPO, HL)	4.6.0.13	ペイヤー、製造、卸	Banana, Fresh Fruit	C	(生鮮果物、バナナを含む)(品質クレームが生じた場合に いいえ 適用) 生鮮果物の品質に関する任意の紛争を和解する究極の根拠として、認定をうけた独立性のある測量師による検査結果を受けれること。			はい		
Fresh fruit 4.5.13 5.5.13 (HL)	4.6.0.14	ペイヤー、製造、卸	Banana, Fresh Fruit	C	(輸入者)(生鮮果物、バナナを含む)(輸入組織) (Shortfalls や品質クレームが生じた場合のみ適用) 輸入組織は、生鮮果物が仕向港に到着してから6週間以内に生産者を含むサプライチェーンのすべての認証事業者に、理由(品質クレーム又は、Shortfalls)とともに、非認証果物として販売することを通知すること。	サプライチェーンの認証事業者に連絡されてない。	サプライチェーンの認証事業者には連絡されていたが仕向港に到着してから6週間以内ではなかった。	サプライチェーンの認証事業者には、理由とともにオンラインで通知された。		



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5	
Fresh fruit 4.5.14 5.5.14 (HL)	4.6.0.15	ペイヤー、製造、卸	Banana, Fresh Fruit	C	(生鮮果物、バナナを含む)(輸入者)(非認証製品としての販売が生じた場合)認証製品であった果物が非認証製品として販売されることがあつた場合、仕向港に到着後6週間以内に都度認証機関に連絡すること。品質クレームの場合は、生産者に請求する金額を含めて連絡すること。	認証機関に非認証製品としての販売実績があつたことや、品質クレームの連絡がなされていない。			認証機関に報告がなされ、クレームの内容が承認された。(品質クレームの場合)		
Coffee 4.5.1	4.6.0.16	ペイヤー	ALL	C	(ペイヤー、コンペイヤー)(コーヒー)(2021年7月15日より前にフェアトレード認証を取得または申請したペイヤーおよびコンペイヤーの場合、2022年1月15日時点で締結された契約にのみ適用される) 生産者団体と合意した固定価格契約(ジャン決め価格契約)において、コーヒーを供給する生産者にヘッジ費用を課してはいけない。	ヘッジ費用が生産者に課されている兆候がある。			ヘッジ費用が生産者に課されている兆候がない。		
5.7.1	4.7.0.01	ペイヤー、製造、卸	ALL	V	Capacity Building 生産者または労働者のフェアトレード開発計画、もしくはプレミアム計画をサポートする。または、生産者もしくは労働者が決定した運用上の、生産の、または組織に関する能力強化の活動をサポートすること。	不定期に/一度限りのフェアトレード開発計画、もしくはプレミアム計画をサポートしていない。	不定期の/一度限りのフェアトレード開発計画かプレミアム計画のサポート、もしくは他のサポートを行った。しかし、サポートの領域は、生産者/労働者が選んでいない。	定期的なフェアトレード開発計画かプレミアム計画のサポート、もしくは他のサポートを行った。また、サポートの領域は、生産者/労働者が選んだ。	定期的なフェアトレード開発計画かプレミアム計画のサポート、もしくは他のサポートを行った。また、サポートの領域は、生産者/労働者が選んだ。	定期的なフェアトレード開発計画かプレミアム計画のサポート、もしくは他のサポートを行った。また、サポートの領域は、生産者/労働者が選んだ。	
5.7.2	4.7.0.02	ペイヤー、製造、卸	ALL	V	(供給者から調達する買い手と、生産者から直接調達する買い手どちらにも適用) 脆弱な生産者組織から、認証原料(製品)を調達すること。	脆弱な生産者組織から、認証原料(製品)を調達していない。	不定期に/一度限り、脆弱な生産者組織から認証原料(製品)を調達をしている。	定期的に、脆弱な生産者組織から、認証原料(製品)を調達している。	定期的に、1つ以上の脆弱な生産者組織から、認証原料(製品)を調達している。	定期的に、脆弱な生産者組織から、認証原料(製品)を調達している。	
5.7.3	4.7.0.03	ペイヤー、製造、卸	ALL	V	生産者のため、マーケットのつなぎ役として活動すること	マーケットのつなぎ役として活動していない。	不定期に/一度限り、マーケットのつなぎ役として活動している。	定期的にマーケットのつなぎ役として活動している。	1人以上の生産者のために、定期的にマーケットのつなぎ役として活動している。	すべての生産者のために、定期的にマーケットのつなぎ役として活動している。	
Cocoa 4.1.2	4.7.0.04	ペイヤー、製造、卸	Cocoa	C	(カカオ)(トレーニングなどのサポートを生産者組織に提供している場合に提供される)提供されるサービスのすべての利用規約(手数料を含む)について、生産者組織と書面で事前に同意している。	生産者との間で、提供されるサービスの条件に関して、書面による合意がなされていない。		サービスの利用条件に関して、書面による合意がある。			



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Cocoa 4.1.2	4.7.0.05	ペイヤー、製造、卸	Cocoa	C	(カカオ) (トレーニングなどのサポートを生産者組織に提供している場合に提供される) 生産者にサービスと料金を受け入れるよう圧力をかけることをしていない。購入の条件にもしていないこと。	生産者はサポートの申し出を受け入れるよう圧力をかけられている。		生産者に圧力をかけることはしていない。		
5.8.1	4.8.0.01	ペイヤー、製造、卸, ALL ライセンシー		M	認証事業には、生産者または他のトレーダーの能力を明らかに損なう不公正な慣行に従事している。またはサプライヤーがフェアトレード基準を順守することを困難にするような競争または取引条件を強制している、といった兆候がない。	トレーダーによる不公正な取引が明らかである。	監査において、不公正な取引の事例があることが明らかにされた。	不公正な取引が行われたという明確な事実がない。		不公正な取引があったとい事實がない。かつ、不公正取引の禁止が、企業の法令等遵守方針の重要項目として指定されている。
Fibre Crops 2.4.1, 2.4.2	4.8.0.10	ペイヤー、製造、卸	Cotton	C	(コットン) (フェアトレード調達制度(FSI)の傘下でのみ動く紡績会社は適用しない) 認証業者と製造委託組織は、コットン產品基準に定義されたILO条約を順守する努力を示す有効な"Social Indicator"を持っていること。	Social Indicatorがない。	有効なSocial Indicatorがない。	有効なSocial Indicatorがある。		
Standard interpretation for 5.8.1, Coffee 5.1.3	4.8.0.11	ペイヤー、製造、卸	Coffee, Fruit Juice	C	(オレンジジュース、コーヒー生豆の売買に適用)フェアトレード最低価格、プレミアム、オーガニックの上乗せ価格(該当する場合)以下で認証原料を売買してはならない。	フェアトレード最低価格プレミアム、オーガニックの上乗せ価格(該当する場合)	フェアトレード最低価格、プレミアム、オーガニックの上乗せ価格(該当する場合)	フェアトレード最低価格、プレミアム、オーガニックの上乗せ価格(該当する場合)		ランク3に加え、フェアトレード最低価格、プレミアム、オーガニックの上乗せ価格(該当する場合)以下で認証原料(製品)の売買を禁止する事が、認証事業者のコンプライアンスポリシーに不可欠な部分として取り決められている。
Fresh fruit 4.5.12 (SPO) & Fresh fruit 5.5.12 (HL)	4.8.0.12	ペイヤー、製造、卸	Fresh Fruit, Banana	C	(輸入者)(生鮮果物)Shortfalls in sales を理由に、非認証として取引された製品に、認証ラベルを貼付して認証事業者、非認証事業者に販売している事実が確認できない。	そのようなことが、習慣として行われている。	そのようなことがまれに起こっていた。	そのような事実は確認できない。		



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Standard Interpretation for 5.8.1	4.8.0.14	ペイヤー、製造、卸	Cocoa	C	(カカオ)(ガーナ、コートジボワール)(カカオ豆を売買する場合にのみ該当)各カカオシーズンに該当するフェアトレード最低価格との差を顧客に請求する場合は、同じフェアトレード最低価格との差で生産者組織からカカオ豆を購入したことを証明すること。	顧客に請求するフェアトレード最低価格との差と、生産者組織に支払った最低価格との差を裏付ける証拠がない。		顧客に請求するフェアトレード最低価格との差と、生産者組織に支払った最低価格との差を裏付ける証拠がある。		カカオ豆が生産者団体からいつ購入されたか(例えば各カカオシーズンに適用されるフェアトレード最低価格との差含め、カカオシーズンごとに購入された合計数量)、およびこれが特定の期間中にカカオの価格にどのように影響するかを記載した、明確な価格決定方針が顧客との間に取り決められている。
5.8.1	4.8.0.15	ペイヤー、製造、卸	Cocoa	C	(カカオ)(コートジボワールまたはガーナからサプライヤー経由でカカオ豆を購入する場合にのみ適用)各カカオシーズンに該当するフェアトレード最低価格との差を顧客に請求する場合は、同じフェアトレード最低価格との差で生産者組織からカカオ豆を購入したことを証明すること。	No evidence available to link Fairtrade minimum price differential charged to customers to Fairtrade minimum price differential paid to supplier.		Evidence available to link Fairtrade minimum price differential charged to customers to Fairtrade minimum price differential paid to supplier.		You have a Transparent Pricing Policy with your customers which details when the cocoa beans were purchased from suppliers (e.g. total volumes purchased per cocoa season with the applicable Fairtrade minimum price differential for each cocoa season), and how this impacts the prices of the cocoa beans or semi-finished cocoa products being charged during a particular time period.
5.8.1	4.8.0.16	ペイヤー、製造、卸	Cocoa	C	(カカオ)(コートジボワールまたはガーナからサプライヤー経由でカカオ豆を購入する場合にのみ適用)認証事業者はそれぞれのカカオシーズンに適用されるフェアトレードの最低価格の差額の支払いを拒否することで、サプライヤーに圧力をかけてはならない。	Evidence available that customer refused to pay the applicable Fairtrade minimum price differential for the respective cocoa season.		No evidence available that customer refused to pay the applicable Fairtrade minimum price differential for the respective cocoa season.		



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Coffee 4.6.1	4.8.0.17	ペイヤー	Coffee	C	(ペイヤー、コンペイヤー)(コーヒー) 生産者組織が、非認証製品を割引価格で販売することを条件に、生産者団体からフェアトレード認証製品を購入してはならない。	生産者団体が非認証製品を割引価格で販売することを条件に、生産者団体からフェアトレード認証製品を購入している。	生産者団体が非認証製品を割引価格で販売することを条件に、生産者団体からフェアトレード認証製品を購入した事実がない。			
4.9 タイトル										
Flowers 5.5.1	4.9.0.01	ペイヤー、製造、卸	Flowers, Plants	C	(花と植物)(2024年1月1日より適用)(輸入業者を挟まず、 プレミアムが販売額に追加 生産者から直接買付ける地域オークション)オークション の主催者が、フェアトレードのペイヤーとなっていること。 フェアトレードの花の購入者は、販売額に加えて、総売上 高の6%のフェアトレードプレミアムを生産者に支払うこと。	プレミアムが販売価格の 6%未満の金額で支払われていてない。 6%未満の金額で支払われている。	プレミアムは正しい金額で 支払われている。	プレミアムは要求された金額より高い金額で支払われている。		
5 タイトル										
5.1	5.1	タイトル								
5.2	5.2	タイトル								
5.3	5.3	タイトル								
6	6	タイトル								
6.0.0.01	6.0.0.01	タイトル								
人材・環境データー・デリバリанс(HRFDN)										
7	7	タイトル								



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5		
3.1.1	7.1	7.1.0.01	ペイヤー、製造、卸	ALL	C コミットメント	(2025年1月1日より適用) (2025年1月1日より前に認証された事業者については、2026年1月1日より適用) 人権および環境の持続可能性を尊重し、デュー・ディリジェンスを実施し、以下の重要性を認識することに書面で約束していること。 - 人権および環境問題への取り組みにおいて、サプライヤーおよび権利者と協力すること - 長期的なビジネス関係を重視した持続可能な購買慣行を実践すること - 生活所得および生活賃金の実現に向けて取り組むこと - 自社が引き起こしたもの、または助長し特定された悪影響への是正措置に協力すること、またはそのための措置を講じること。 自社の書面によるコミットメントは、環境権を含む国際的に認知された人権に言及しており、上級(シニア)管理職が署名していること。	書面によるコミットメントがない。	書面によるコミットメントはあるが、記載されているすべての事項を網羅しているわけではない。	書面によるコミットメントはあるが、記載されたすべての項目が記載された書面によるコミットメントがあり、上級管理職が署名している。			
3.1.2	7.1.0.02	7.1.0.02	ペイヤー、製造、卸	ALL	C 業務方針	(2025年1月1日より適用) (2025年1月1日より前に認証を取得した認証事業者は2027年1月1日より適用) 業務方針及び手順書をコミットメントと整合させ、コミットメントを既存のマネジメントシステムに組み込むこと。デュー・ディリジェンス関連業務の責任者を任命すること。	業務方針および手順書がコミットメントと整合していない、または既存のマネジメントシステムに組み込まれていない、または責任者が任命されていない。	責任者が任命されているが、業務方針と手順書がコミットメントと整合していない、あるいは既存のマネジメントシステムに組み込まれている。責任者が指名されている。	業務方針および手順書をコミットメントと整合させ、既存の管理システムに組み込まれている。責任者が指名されている。			



FLOCERT
assuring fairness

NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

Certifier for



Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5	
3.1.3	7.1.0.03	ペイヤー、製造、卸	ALL	C	(2025年1月1日より適用)(2025年1月1日前に認証を取得した認証着業者については、2027年1月1日より適用される) 人権と環境の尊重に対するコミットメントとその業務への影響について、経営陣と従業員の意識を高める。 コミットメントを公開し、直近のサプライヤーおよび委託製造組織に周知する。	経営陣および従業員に対する意識向上策が実施されていない、およびコミットメントが公表されていない、オンラインなどで公表されており、直接のサプライヤーおよび製造委託組織にコミットメントが通知されていない。	経営陣および従業員への意識向上は達成されていらないが、その取り組みが(オンラインなど)で公表されている。	経営陣や従業員への周知が徹底され、コミットメントが一般公開されている。(オンラインなど)かつ、サプライヤーや委託製造組織へのコミットメントが周知されている。	ランク3に加え、全従業員が、HREDDと各自の業務との関係について研修を受けている。		

7.2 タイトル

苦情処理メカニズム



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5	
3.2.2	7.2.0.01	ペイヤー、製造、卸	ALL	C	<p>(中規模・大規模トレーダー) (2025年1月1日より適用) (2025年1月1日より前に認証されたトレーダーについて は、2026年1月1日より適用) 自社または参加している苦 情処理メカニズムにより、労働者、サプライヤー、その他の 個人およびグループが、自社に関連する不正、被害、詐欺 (環境被害を含む)について匿名で苦情を申し立てること ができる。苦情処理メカニズムは、いかを含めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自社の事業で使用されている言語およびサプライチェー ンで最も一般的な言語で利用可能である ・苦情は書面と口頭で受け付ける ・苦情申立人の匿名性を尊重し、報復、脅迫、危害から保 護する ・解決策は、訓練を受けたスタッフまたは任命された専門 家によって、タイムリーに決定および実施される ・すべての関係者に進捗状況が報告される ・異議申し立て手続きを認める ・セクハラなどのデリケートな苦情については、機密事項と して取り扱う ・国際的に認められた人権および国内法に準拠する <p>自社で被害を完全に改善できない場合、民間、公共、市民 社会の関係者の関与を求める。</p> <p>必要に応じて、人権侵害を適切な国内機関に報告するこ と。</p>	<p>苦情処理メカニズムが整備 されていない。</p>	<p>苦情処理メカニズムは存在 するが、基準に挙げられて いるすべての項目に対応し ていない。</p>	<p>すべての項目に準拠した ランク3と苦情処理メカニズ ムは定期的に見直され、更 新されている。</p>			
3.2.2	7.2.0.02	ペイヤー、製造、卸	ALL	C	<p>(小規模トレーダー) (2025年1月1日より適用) (2025年1 月1日以前に認証されたトレーダーについては、2026年1 月1日より適用) 認証事業者は、自社に関する不正、被 害、詐欺に関する苦情を管理するための書面による手順 を有している。手順には対処する期限が明記されている。 この手順に沿って苦情を処理し、文書化し、その後の対応 を関係者全員に伝えること。 認証事業者の手順書には、社内で苦情処理に責任を持つ 特定の人物が任命されていること、苦情を申し立てた人 に対する報復、脅迫、危害を防止するための規定が含ま れている。</p>	<p>文書化された手順が整備 されていない。</p>	<p>書面による手続きはある が、対処する期限が定めら れていないか、適用されて いない。</p>	<p>要求事項に挙げられてい るすべての要素を含む文 書化された手順書が整備 されており、苦情はそれに 沿って処理されている。</p>			



FLOCERT
assuring fairness

NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

Certifier for



Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5	
3.2.3	7.2.0.03	ペイサー、製造、卸	ALL	C	(2025年1月1日より適用) (2025年1月1日より前に認証を取得したトレーダーは、自社の事業とサプライチェーンにおける最も一般的なリスクと課題のマッピングと、どのリスクと課題が最も深刻であるかの評価については2026年1月1日より適用される。それ以外は2027年1月1日より適用される) 自社の事業とサプライチェーンについて、少なくとも3年ごとに人権と環境のリスクアセスメントを実施し、以下を実施する: - 自社の事業および主要な商品や国とのサプライチェーンにおける最も一般的なリスクと課題を、外部のデータや調査結果を考慮しながらマッピングする。 - ドのリスクと課題が最も深刻であるかを評価する。 - ドのフェアトレード・サプライヤーが最もリスクが高いかを特定し、その根本原因を評価する。 - 他よりも大きな影響を受けている、または受ける可能性のある弱者グループを特定する。 - 自社のどの慣行がこれらの問題を引き起こし、または助長しているかを特定する。 - 従業員や直近のサプライヤー(フェアトレード・サプライヤーを含む)に相談し、最初に取り組むべきリスクや課題の優先順位を決める。 時間をかけて評価方法を強化する。	人権・環境リスクアセスメントが実施されていない、またはすべての側面が網羅されていない(段階的のアプローチ)、またはアセスメント方法が長期的に強化されない。	人権および環境リスクアセスメントが実施されているが、すべての側面が網羅されていない(段階的アプローチ)、またはアセスメント方法が長期的に強化されている。	人権および環境リスクアセスメントが実施し、すべての側面が段階的にカバーされているわけではなく、また／あるいはアセスメント方法が長期的に強化されているわけではない。	人権および環境リスクアセスメントが実施し、すべての側面が段階的にカバーされている。		
3.2.1	7.2.0.04	ペイサー、製造、卸	ALL	C	(2025年1月1日より適用) (2025年1月1日以前に認証を受けたトレーダーは、2026年1月1日より適用される) リスクアセスメントの結果がリスクアセスメントの結果がサプライヤーに圧力をかけるために利用されているときに対処するようサプライヤーに圧力をかけたり、購入の条件としてしたりすることはできない。	リスクアセスメントの結果がサプライヤーに圧力をかけるために利用されているときに指摘がある。	リスク評価の結果がサプライヤーに圧力をかけるためには使用されているという兆候はない。				
3.2.4	7.2.0.05	ペイサー、製造、卸	ALL	C	(2025年1月1日より適用) (2025年1月1日より前に認証を取得したトレーダーは、2027年1月1日より適用) 従業員に苦情処理メカニズムについて周知し、直接のサプライヤーにもその旨を通知するとともに、従業員、サプライヤー、その他の利害関係者がそのメカニズムを認識し、利用できるようにするための措置を毎年講じること。	スタッフへの意識向上活動がない、および/または直接のサプライヤーへの情報提供がない、および/またはメカニズムを周知するための年次的な措置がない。	スタッフへの意識向上、および直接のサプライヤーへ理メカニズムに関する情報の情報提供、そしてこの仕組みを周知するための年次措置をしている。	ランク 3 に加えて、苦情処理メカニズムに関する情報の情報提供、そしてこの仕組みを周知するための年次措置をしている。			



Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5	
	7.2.0.06	ペイヤー、製造、卸	ALL	C	(2025年1月1日より適用) (2025年1月1日より前に認証を取得したトレーダーは、2027年1月1日より適用) 苦情事例を定期的に分析し、直接のサプライヤーおよび労働者の代表、あるいは該当する場合は労働組合と協議すること。苦情事例の分析結果を、苦情処理メカニズムおよび業務の改善に活用すること。	苦情事例の定期的な分析が行われていない、および苦情事例を定期的に分析し、直接のサプライヤー、労働者代表、労働組合との協議は行われていない、およびまたは苦情処理メカニズムや業務の改善は行われていない。	苦情事例の定期的な分析が行われていない、および苦情事例を定期的に分析し、直接のサプライヤー、労働者代表、労働組合との協議は行われていない、およびまたは苦情処理メカニズムまたは業務の改善がなされている。	苦情事例の定期的な分析が行われていない、および苦情事例を定期的に分析し、直接のサプライヤー、労働者代表、労働組合との協議は行われていない、およびまたは苦情処理メカニズムまたは業務の改善がなされている。	苦情事例の定期的な分析が行われていない、および苦情事例を定期的に分析し、直接のサプライヤー、労働者代表、労働組合との協議は行われていない、およびまたは苦情処理メカニズムまたは業務の改善がなされている。	ランク3に加えて、毎年苦情の分析がされている。	
3.2.4											
	7.3	タイトル			対応と改善						
	7.3.0.01	ペイヤー、製造、卸	ALL	C	(中規模および大規模トレーダー) (2025年1月1日より適用) (2025年1月1日より前に認証を取得したトレーダーには、2027年1月1日より適用) 以下を策定し、実施すること： - リスク評価を通じて特定された最も重要な課題のうち少なくとも3つについて、予防、軽減、是正を図るために手順書 - 持続可能な調達に関する指針や手順書 これらの手順書を、経営陣、従業員、およびサプライヤーに周知すること。また、これらの手順書を少なくとも3年ごとに見直し、必要に応じて改訂する。	手順書が策定および/または実施されていない、および/または手順書が経営陣、従業員、およびサプライヤーに伝達されていない、および/または手順書が少なくとも3年ごとにレビューおよび改訂されていない。	手順書は策定されているが、実施されていない、または経営陣、従業員、サプライヤーに伝達されていない、あるいは手順書が少なくとも3年ごとにレビューおよび改訂されていない。	手順書を策定し、実施しているが、実施されていない、または経営陣、従業員、サプライヤーに伝達するおもと3年ごとにレビューおよび改訂している。	手順書を策定し、実施しているが、実施されていない、または経営陣、従業員、サプライヤーに伝達するおもと3年ごとにレビューおよび改訂している。	手順書を策定し、実施しているが、実施されていない、または経営陣、従業員、サプライヤーに伝達するおもと3年ごとにレビューおよび改訂している。	ランク3に加えて、製造委託組織への手順書の伝達、および環境目標がプライベートセクターの気候目標と整合している。
3.3.1											
3.3.2	7.3.0.02	ペイヤー、製造、卸	ALL	C	(中規模および大規模トレーダー) (2025年1月1日より適用) (2025年1月1日より前に認証を取得したトレーダーには、2027年1月1日より適用) スタッフ、社内の専門家、および直接のフェアトレードサプライヤーと協議し、効果的な活動を特定する。特定した顕著な問題を予防および軽減し、発見された問題の改善に協力するための行動計画を策定し、実施する。 行動計画には、以下の活動のうち少なくとも2つを含めること。 - フェアトレードサプライヤー、他の企業、公的機関および/または市民社会関係者との対話と協力 - 経営陣および従業員に対して、顕著な人権および環境問題に関する意識向上	効果的な活動を特定するためのスタッフ、社内の専門家、および直接のフェアトレードサプライヤーとの協議が行われていない、および/または行動計画が策定・実施されていない、および/または行動計画に要求される活動の2つ以上が含まれていない。	スタッフ、社内の専門家、および直接のフェアトレードサプライヤーと協議し、効果的な活動を特定している。しかし、行動計画は策定・実施されていない、または行動計画には必要な活動の2つ以上が含まれていない。	スタッフ、社内の専門家、および直接のフェアトレードサプライヤーと協議し、効果的な活動を特定している。しかし、行動計画は策定・実施されている、または行動計画には必要な活動の2つ以上が含まれている。	スタッフ、社内の専門家、および直接のフェアトレードサプライヤーと協議し、効果的な活動を特定している。しかし、行動計画は策定・実施されている、または行動計画には必要な活動の2つ以上が含まれている。	スタッフ、社内の専門家、および直接のフェアトレードサプライヤーと協議し、効果的な活動を特定している。しかし、行動計画は策定・実施されている、または行動計画には必要な活動の2つ以上が含まれている。	ランク3に加えて、製造委託組織への手順書の伝達、および環境目標がプライベートセクターの気候目標と整合している。



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
3.3.2	7.3.0.03	ペイヤー、製造、卸	ALL	C	(中規模および大規模トレーダー) (2025年1月1日より適用) (2025年1月1日より前に認証を取得したトレーダーには、2027年1月1日より適用) 行動計画は、少なくとも1社の直接のフェアトレードサプライヤーとの対話に基づいて策定されていること。 行動計画は、経営陣によって承認され、毎年見直しを行い、最新の状態を保つこと。	行動計画が、少なくとも1つの直接のフェアトレードサプライヤーとの対話に基づいて策定され、および上級管理職によって行動計画が承認され、毎年見直しが承認されていない、および、または毎年見直され、最新の状態を保つこと。	少なくとも1つの直接のフェアトレードサプライヤーとの対話に基づいて策定され、および上級管理職によって行動計画が承認され、毎年見直しが承認されていない、および、または毎年見直され、最新の状態を保つこと。	行動計画は、少なくとも1つの直接のフェアトレードサプライヤーとの対話に基づいて策定され、および上級管理職によって行動計画が承認され、毎年見直しが承認されていない、および、または毎年見直され、最新の状態を保つこと。	行動計画は、少なくとも1つの直接のフェアトレードサプライヤーとの対話に基づいて策定され、および上級管理職によって行動計画が承認され、毎年見直しが承認されていない、および、または毎年見直され、最新の状態を保つこと。	行動計画は、少なくとも1つの直接のフェアトレードサプライヤーとの対話に基づいて策定され、および上級管理職によって行動計画が承認され、毎年見直しが承認されていない、および、または毎年見直され、最新の状態を保つこと。
3.3.3	7.3.0.04	ペイヤー、製造、卸	ALL	C	(小規模トレーダー) (2025年1月1日より適用) (2025年1月1日より前に認証を受けたトレーダーには、2027年1月1日より適用) 重要な問題を軽減および防止するための行動計画を策定し、実施すること。計画を毎年見直し、最新の状態を保つこと。	行動計画が策定・実施され、行動計画は策定され、実施されているが、毎年見直しが行われていない。	行動計画は策定され、実施されているが、毎年見直しが行われていない。	行動計画は策定され、実施されているが、毎年見直しが行われていない。	行動計画は策定され、実施されているが、毎年見直しが行われていない。	行動計画は策定され、実施されているが、毎年見直しが行われていない。
3.3.4	7.3.0.05	ペイヤー、製造、卸	ALL	C	(2025年1月1日より適用) (2025年1月1日より前に認証を市取得したトレーダーは、2027年1月1日より適用) 是正作業に関する書面による手順書を策定し、発見された問題に対する是正措置または是正協力に関する措置について記載があること。 自社が引き起こしたものまたは寄与した人権侵害または環境被害の事例を特定した場合、手順に従って是正措置を実施すること。	書面による是正措置の手順が整備されていない、および是正措置の実施に関する措置が含まれていない、および(該当する場合)特定された事例の是正措置が実施されていない。	書面による是正措置の手順が整備されているが、是正措置の実施に関する措置は含まれていない、および(該当する場合)特定された事例の是正措置が実施されていない。	書面による是正措置の手順が整備されており、是正措置の実施に関する措置が含まれており、かつ(該当する場合)特定された事例の是正措置が実施されている。	書面による是正措置の手順が整備されており、是正措置の実施に関する措置が含まれており、かつ(該当する場合)特定された事例の是正措置が実施されている。	ランク3に追加し、サプライヤー、ペイヤー、およびまたは公的機関、非政府組織、人権団体、環境専門家団体が関与している。
3.3.5	7.3.0.06	ペイヤー、製造、卸	ALL	C	(一次購入者である中規模および大規模のトレーダー) (2025年1月1日より適用) (2025年1月1日より前に認証を取得したトレーダーには、2027年1月1日より適用) フェアトレード生産者(少なくとも1人)と、予防、緩和、是正に関する取り組みに関する情報を共有し、生産者にもその情報を共有するよう促して、協力と支援に関する共通の合意を形成する。	予防、軽減、改善に関する情報は、フェアトレード生産者とは一切共有されておらず、その活動は生産社に共有されていない。	少なくとも1人のフェアトレード生産者といくつかの生産者にその活動に関する情報が共有され、ただし、生産者はその活動を共有するよう招待されていない。	予防、緩和、改善活動に関する情報を、少なくとも1人のフェアトレード生産者と共有し、生産者にその活動について関与するよう呼びかけている。	予防、緩和、改善活動に関する情報を、少なくとも1人のフェアトレード生産者と共有し、生産者にその活動について関与するよう呼びかけている。	予防、緩和、改善活動に関する情報を、少なくとも1人のフェアトレード生産者と共有し、生産者にその活動について関与するよう呼びかけている。



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 9.1 EN-GB

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification

Compliance Criteria

FLJ文書番号:B-B07-S02 V4.2

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
3.3.6	7.3.0.07	ペイヤー、製造、卸	ALL	C	(大規模トレーダー) (2025年1月1日より適用) (2025年1月1日より前に認証を取得したトレーダーには、2027年1月1日より適用) 少なくとも1人のフェアトレード生産者の取り組みと、予防、緩和、是正のための費用を支援する。相互に受け入れ可能な支援の種類について合意する。 支援は、直接、またはパートナーシップを通じて行う。 生産者に支援の種類を受け入れるよう圧力をかけたり、この支援を購入の条件としないこと。	フェアトレード生産者を支援していない、かつ、相互に受け入れ可能な支援の種類について合意がない、かつ、生産者に圧力をかけている、かつ、購入の条件として支援を行っている。	少なくとも1人のフェアトレード生産者を支援しているが、相互に受け入れ可能な支援の種類について合意がない、生産者に圧力をかけている、かつ、購入の条件として支援を行っている。	少なくとも1人のフェアトレード生産者を支援し、相互に受け入れ可能な支援の種類について合意し、生産者に圧力をかけず、購入の条件として支援を行っていない。		
3.4.1	7.4.0.01	ペイヤー、製造、卸	ALL	C	(2025年1月1日より適用) (2025年1月1日より前に認証を取得したトレーダーについては、2027年1月1日より適用) デュー・リジェンス活動の実施状況および有効性を追跡するための年次措置を定義し、実施する。 結果および教訓に応じて、HREDD ポリシー、行動計画、および活動を修正および改善する。 重要な教訓を毎年、経営陣に報告する。	年間追跡措置が定義および実施されていない、および/または HREDD 方針、行動計画、および活動が、結果および教訓に基づいて修正および改善されていない、および/または重要な教訓が毎年上級管理職に報告されていない。	年次追跡措置が定義され、実施されているが、HREDD 方針、行動計画、および活動が、結果および教訓に基づいて修正および改善されていない、または重要な教訓が毎年上級管理職に報告されていない。	年次追跡措置を定義し、実施している。かつ HREDD 方針、行動計画、および活動が、結果および教訓に基づいて修正および改善してい る。かつ、重要な教訓を、毎年経営陣に報告している。		